

ガバナンスコード自己説明に関する規定など

(公社) 日本ウェイトリフティング協会

最終更新日 令和3年4月1日

No.	規程名称	P
1	理事会規程	1
2	理事の職務等に関する規程	3
3	事務局規程	4
4	競技者規程	8
5	登録者規程	12
6	会員の資格の得喪に関する規則	14
7	会員等の位置づけ及び会費に関する規則	16
8	入会・退会に関する規程	17
9	加盟団体規程	20
10	役員候補者選考委員会規程	25
11	役員の選出に関する規程	27
12	役員の年齢制限に関する規則	29
13	役員・職員倫理規程	30
14	利益相反ポリシー	32
15	個人情報保護方針	34
16	特定個人情報取扱規程	35
17	選手強化委員会規程	47
18	選手強化委員会規程施行細則	49
19	審判委員会規程	51
20	審判委員会規程施行細則	53

No.	規程名称	P
21	アスリート委員会規程	55
22	倫理委員会規程	57
23	コンプライアンス委員会規程	59
24	コンプライアンス委員会規程施行細則	60
25	スポーツ仲裁に関する規程	62
26	服務規程	63
27	会計処理規程	69
28	器具公認認定規則	73
29	器具公認認定細則	75
30	賞金等の取り扱いに関する規程	77
31	肖像権に関する規程	78
32	報奨金支給規程	81
33	特定費用準備資金等取扱規程	83

マニュアル等

34	危機管理マニュアル	85
35	選手・指導者向けコンプライアンスマニュアル	120
36	審判員向けコンプライアンスマニュアル	126

理事会規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本ウエイトリフティング協会（以下「本協会」という。）の理事会に関する事項は、法令又は本協会の定款に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2. 通常理事会は、年4回定期に開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項及び第3項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(決議事項)

第3条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 代表理事の選定・解職
- (3) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (4) 重要な財産の処分及び譲受
- (5) 多額の借入
- (6) 重要な使用人の選定・解職
- (7) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (8) 内部管理体制の整備
- (9) 事業計画書及び收支予算書等の承認
- (10) 事業報告及び計算書類等の承認
- (11) 規則、規定の制定、変更及び廃止
- (12) その他法令及び本協会の定款に定める事項並びに理事会が必要と認める事項

(招集)

第4条 理事会は、会長が招集する。ただし、臨時理事会について、第2条第3項第3号により理事が招集する場合及び同条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

2. 会長は、第2条第3項第2号又は第2条第3項第4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
3. 理事全員の改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集手続)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第6条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

2. 前項の規定にかかわらず、理事全員の改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(出席の特例)

第7条 理事並びに監事が海外での勤務のために理事会の開催場所に赴くことができない場合、テレビ会議や電話会議の方法によって理事会に出席することができる。この場合、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境でなければならない。

(決議の省略)

第8条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、一般社団法人日本ウェイトリフティング協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. この規程は、平成27年5月30日から施行する。

理事の職務等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会定款第13条第2項及び第14条の理事の職務等について定める。

(役員)

第2条 会長、副会長、専務理事及び常務理事の人数は次のとおりとする。

会長	1名
副会長	3名以内
専務理事	1名
常務理事	6名以内

(理事の職務)

第3条 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理し、又はその職務を行う。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務を掌理する。
4. 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務を処理する。

(規程の変更)

第4条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は、一般社団法人日本ウエイトリフティング協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

事務局規程

第1章 総 則

(総則)
第1条 この規程は、公益社団法人日本ウェイトリフティング協会（以下「本協会」という。）定款第48条に基づき、事務局における事務の能率的な運営を図るために定める。

第2章 事務局の組織及び業務

(事務局の組織)
第2条 事務局に総務係、事業係の2係を置く。

第3条 前条の他、業務上必要と認められた場合に限り臨時係を置くことができる。

(所管業務)
第4条 総務係は、次の業務を処理する。

- (1) 文書の収発、保管及び会長印、職印の管理に関すること
- (2) 都道府県協会及び全日本学生連盟との連絡調整に関すること
- (3) 役員、正会員、賛助会員に関すること
- (4) 役員、選手登録手続に関すること
- (5) 栄典、表彰、慶弔に関すること
- (6) 予算の作成、執行の管理及び変更の調整並びに委託金、助成金、寄付金等の収受に関わる諸手続に関すること
- (7) 収入及び支出の執行に関すること
- (8) 決算に関すること
- (9) 監査業務に関すること
- (10) 税務及び登記に関すること
- (11) 現金、預金、郵券等の管理、出納に関すること
- (12) 主務官庁、財団法人日本オリンピック委員会、財団法人日本スポーツ協会との連絡及び調整に関すること
- (13) 協会機関誌の刊行に関すること
- (14) その他、前各号に関連すること

第5条 事業係は、次の業務を処理する

- (1) 選手強化事業及び国内競技会の計画、立案に関すること
- (2) オリンピック競技大会、アジア競技大会等国際総合競技会及びIWF、AWF連盟主催の選手権大会の選手団派遣に関すること
- (3) 選手強化に係る強化合宿事業に関すること
- (4) 競技会の開催に関すること
- (5) 審判員の審査及び講習会の開催に関すること
- (6) 指導者の研修、講習会等の開催に関すること
- (7) 公認記録の管理及び情報提供に関すること
- (8) 公認スポーツ指導者の養成事業に関すること
- (9) 選手強化事業に係わるスポーツ医科学の研究に関すること
- (10) IWF、AWF連盟との連絡及び調整に関すること
- (11) その他、前各号に関連すること

第3章 職員及び職制

(職員)

第6条 事務局に、次の職員を置く。

(1) 事務局長

(2) その他の職員

2. 前項の職員とは、本規程第4章に定める手続きによって本協会と雇用契約を締結し、本協会業務に従事する者をいう。

(任免)

第7条 職員は、会長が任免する。

(身分)

第8条 職員の身分は、次のとおりとする。

事務局長

主任

主事

主事補

第9条 事務局に、事務局次長を置くことができる。

第10条 会長は、実情に応じ前条に定める身分の一部を省略又は、兼務を命ずることができる。

(昇任、昇格)

第11条 会長は、職員の勤務成績、その他勤務状況に応じ、昇任、昇格させることができる。

(嘱託)

第12条 必要に応じ、事務局に嘱託を置くことができる。

2. 嘱託は、専務理事が任免する。

第4章 職員の採用

(採用)

第13条 職員の採用は、次による。

(1) 面接試験

(2) 競争試験

(3) 書類選考

2. 必要に応じ、前各号の一つを省略することができる。

第14条 職員の採用にあたっては、応募者から次の書類各一通を提出させるものとする。

(1) 履歴書

(2) 写真、ただし、3ヵ月以内に撮影したもの

(3) 最終学校卒業見込書

(4) 学業成績証明証

(5) 健康診断書、ただし、診断を受けてから1ヵ月以内のもの

(6) その他、本協会が必要と認めた書類

2. 前各号において、虚偽の記載のある場合には、採用後といえどもその採用を取り消すことがある。

第15条 採用された者は、次の書類を本協会に提出するものとする。

- (1) 誓約書
- (2) 身元保証書
- (3) 採用の年に給与所得があった者は、その年の源泉徴収票
- (4) 前職歴のある者は、年金証明
- (5) その他、本協会が必要と認めた書類

第16条 前条による提出書類の内容に異動があったときは、当該職員はその都度直ちに届出るものとする。

(試採用)

第17条 第12条の試験に合格した者は、原則として3ヶ月を試採用期間として業務の見習いに従事させ、試採用期間の終了後、職員に採用する。

- 2. 前条の試採用期間中不適格と認めた者は労働基準法第20条の定めるところにより解雇する。
- 3. 第1項の規定により職員に採用された者については、その試採用期間を在職期間に通算する。

第5章 職務

(事務局長及び事務局次長の職務)

第18条 事務局長は、会長の命を受けて局務を掌理する。

- 2. 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

(他の職員)

第19条 他の職員は、事務局長、事務局次長の命を受けて、所定の業務に従事する。主任に任命された職員は、事務局長もしくは事務局次長を補佐し、事務局長、事務局次長に事故あるときは、その職務を代行することができる。

第6章 決裁及び専決

(原則)

第20条 本協会における事案の決裁者は会長とし、会長はこの規程の定めるところにより、専務理事、常務理事、事務局長に決裁権を委任することができる。

(会長の決裁事項)

第21条 会長は、次のものを決裁する。

- (1) 理事会及び総会の決定した事項の執行で、特に重要なものに関する事案
- (2) 本協会運営に関する重要方針に係る事案
- (3) 予算の編成及び決算に関する事案
- (4) 理事会及び総会の運営に関する事案
- (5) 特に重要な事項に係る報告、回答、通知に関する事案
- (6) 職員の任免、分限、懲戒及び表彰に関する事案
- (7) 1,500万円以上の収入及び支出に関する事案
- (8) 150万円以上の予算の流用に関する事案
- (9) その他、特に重要な事項に関する事案

(理事及び常務理事の専決事案)

第22条 専務理事及び会長が指名する常務理事は、次のものを専決できる

- (1) 理事会及び総会が決定した事項の執行に関する事案

- (2) 諸規程に関する事案
- (3) 重要な事項に係る報告、回答、通知に関する事案
- (4) 職員の給与に関する事案
- (5) 嘱託の雇用及び手当に関する事案
- (6) 事務局長の出張に関する事案
- (7) 600万円以上1,500万円未満の収入及び支出に関する事案
- (8) 150万円未満の予算の流用に関する事案
- (9) その他、重要事項に関する事案

(事務局長の専決事案)

第23条 事務局長は、次のものを専決できる。

- (1) 定例的な照会、回答、通知及び軽易な会議に関する事案
- (2) 事務局次長以下の職員の出張に関する事案
- (3) 事務局次長以下の職員の請暇及び勤務に関する事案
- (4) 600万円未満の収入及び支出に関する事案
- (5) その他、比較的重要な事項に関する事案

(事案の代決)

第24条 次の各号の上に掲げる者が、出張、休暇又は、その他の事由により不在である場合は、当該各号に掲げる者がその事案を代決することができる。

- (1) 会長 副会長、副会長欠員のときは専務理事
- (2) 専務理事 常務理事
- (3) 事務局長 事務局次長、事務局次長欠員のときは主任

(代決できる事案)

第25条 前条により代決できる事案は、至急を要する事案に限るものとする。ただし、その事案が特に重要であり、また異例に属するものについては代決することができない。

- 2. 重要な事案に関し代決した場合、代決者又は、起案者は事後速やかに決裁又は、専決できる者の承認を得なければならない。

(未決執行特認)

第26条 特に、緊急な処理を必要とする事案で、決裁又は専決を受けることができないやむを得ない事情があるときは、事務局長が未決のまま執行を特認することができる。

この場合、未決執行特認者は、起案書にその旨記入するとともに前条に従い、速やかに決裁又は、専決を受けなければならない。

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、理事会の議決を要する。

(雑則)

第28条 この規程に定めるものは、事務の処理に関して必要な事項は事務局長が定める。

附 則

- 1. この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2. この規程は、一般社団法人日本ウェイトリフティング協会設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 3. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

競技者規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下、「J S P O」という。）及び公益財団法人日本オリンピック委員会（以下、「J O C」という。）並びに国際ウエイトリフティング連盟（以下、「I W F」という。）の憲章等に基づき、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会（以下、「本協会」という。）に所属する競技者の資格等に関する事項を制定し、もってウエイトリフティング競技の健全な普及・発展を図ることを目的とする。

(規程の適用範囲)

第2条 この規程は、次号の競技者及び役員に適用する。

- (1) 競技者とは、本協会に選手登録をした者をいう。
- (2) 本規程における役員とは、本協会の役員及び競技者の指導に関与している部長・監督・コーチ・トレーナー等をいう。

第2章 競 技 者

(競技者のあり方)

第3条 競技者は、次の各号を守らなければならない。

- (1) ウエイトリフティングを愛し、楽しむために自発的に競技に取り組むこと。
- (2) 本協会の競技規則を遵守し、フェアプレーの精神に徹すること。
- (3) 競技会においては、常に相手を尊重するとともに、最後まで最善を尽くすこと。

(競技者の禁止事項)

第4条 競技者は、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 本協会・J S P O・J O C・I W F が禁止した競技会に出場すること。
- (2) 本協会の承認を得ることなく、国際競技会へ参加すること。
- (3) 本協会の承認を得ることなく、賞金又は出場報酬付きの競技会に参加すること。
- (4) 本協会の承認を得ることなく、自らが自分の氏名、写真又は競技実績を広告等に使用することを許すこと。
- (5) 競技に際して、特にドーピング又は暴力行為等によりフェアプレーの精神に明らかに違反すること。
- (6) 前各号の他、I W F の規程に違反すること。
- (7) その他、本協会の名誉を著しく傷つけること。

(競技者の商行為及び届出義務)

第5条 競技者は、自らの責任において、次の各号の商行為を行うことができる。ただし、これらの行為を行うに際しては、競技者自身の名誉を傷つけることや、本競技の健全な発展を妨げることは厳に慎まなければならない。

- (1) 講演会、テレビ出演、ラジオ放送、新聞、雑誌等の座談会、その他これに準ずる各種の行事に有償で出演すること。
- (2) 競技用ユニフォームや衣服に、I W F 及び本協会が許可したメーカーの商標、商標名、所属チーム名、都道府県名以外の広告物を付して競技すること。広告物の規格については、I W F の規定を準用する。

2 競技者は、前項の商行為を行うに際し、事前に本協会に届け出て承認を得なければならぬ。

(マーケティングプログラム)

第6条 本協会及びJOCが推進する肖像権を含むマーケティングプログラムには、積極的に協力するものとする。その契約に基づく協力金の支払いについては、別に定める規定による。

第3章 賞 金 等

(賞金等の受け取り)

第7条 賞金等の受け取りについては、次のとおりとする。

- (1) 競技者が本協会が承認した競技会に出場し、その競技会が賞金又は報酬（以下、「賞金等」という。）付きであった場合は、その賞金等を本人が受け取ることができる。配分については別に定める規定による。
- (2) 競技者が高等学校以下の体育連盟に所属している場合は、所属する連盟の規定に準拠するものとする。
- (3) 競技者が受け取りを辞退した場合は、その賞金等は本協会に帰属するものとする。

第4章 役 員

(役員の責務)

第8条 役員は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。

(指導者倫理)

第9条 競技者を指導するに際しては、人権を尊重し、身体的・精神的暴力行為は厳に慎むこと。

(社会規範の遵守)

第10条 競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても社会規範を遵守し、社会秩序の維持に努めること。

(禁止事項と商行為)

第11条 禁止事項及び商行為については、第4条及び第5条を準用する。

第5章 処 分

(違反者に対する処分内容)

第12条 競技者・役員が第4条又は第5条及びコンプライアンス委員会規程施行細則第4条の各号の一つに違反したと認められた場合は、理事会の決議により、次の処分を行う。

- (1) 登録の永久停止
書面での通告を以て、会員資格を剥奪し本協会に関する一切の活動を永久に停止する。
- (2) 4年以内の期間を定めた登録停止
書面での通告により、一定期間、本協会に関する一部又は全部の活動を停

止する。

(3) 書面による戒告

書面により、厳重に警告し是正・改善を求める。

(4) 口頭による注意

口頭により、反省を促し、是正・改善を求める。

(ドーピング規則違反)

第13条 世界アンチ・ドーピング機構又は日本ドーピング防止規律パネルからアンチ・ドーピング規則違反で制裁が課せられた場合は、前条の規定は適用外とし本協会アンチ・ドーピング規程第6条を適用する。

(処分と手続き)

第14条 前条の処分を行うに際しては、コンプライアンス委員会委員長(以下、「委員長」という。)は、コンプライアンス委員会を招集し、当事者本人(以下、「本人」という。)に審問の後、処分の是非内容について審議し、その結果を理事会に答申する。

2 委員長は、理事会への答申に先だち、前項の審議結果を本人に通告し弁明の機会を設けるものとする。弁明の期間は、通告後から2週間以内とする。ただし、本人が処分案に同意するか又は弁明の機会を拒否した場合はこの限りではない。

3 前項の通告は、処分の内容、処分の対象行為、処分の理由、不服申立て等で、書面にて送付する。

第6章 不服申立て

(本協会への不服申し立て)

第15条 本協会の決定した処分に不服がある場合は、理事会の処分通告を受けた翌日から一ヶ月以内に書面により不服申し立てをすることができる。

2 前条により不服申し立てがあった場合には、速やかに不服審査会(以下、「審査会」という。)を招集し、その申し立てを審議しなければならない。

3 前項の審査会には、次の委員を置き、委員長が招集する。

(1) 委員長

(2) 委員長が指名した者

4 審査会の構成は、原則として当該事案を審議した者以外の理事・学識経験者等から選任するものとする。

5 審査会には、本人、親権者及び本人が指名した2名以内の者が出席して意見を述べることができるものとする。

(仲裁機構への不服申立て)

第16条 前条の規定にかかわらず、本人からスポーツ仲裁機構に不服申立てする場合は、本協会スポーツ仲裁に関する規程第2条の定めるところにより解決するものとする。

2 スポーツ仲裁機構への申立て期限は、前条第1項を適用する。

(申立て者の権利保護)

第17条 不服申立て者に対する、本協会又は本協会関係者による不利益行為等を禁止する。

第7章 資格復帰と経費負担

(資格の復帰)

第18条 第12条第1項第1号の登録の永久停止処分を受けた競技者又は役員が、情状酌

量により、登録者としての資格を復帰させる場合は、再登録を希望する所属の都道府県協会長又は学生連盟会長の要望書と、本人の自筆署名による違反行為をしない旨の誓約書を本協会に提出すること。復帰是非の審査はコンプライアンス委員会で行い、理事会に上申したのち同会で決定する。

(経費の負担)

第19条 第12条の違反行為をした競技者又は役員の処分確定までにかかる法的費用、弁護士費用、その他調査費用を含む経費は、違反行為又はその疑わしい行為が発生した時点を開始とし、処分が確定した時点で違反行為者に全額又は一部の負担を求めることがある。

(調査への協力)

第20条 違反行為者及びその関係者や団体は、本協会の調査に対して積極的に協力しなければならないものとする。

第8章 補 則

(細則)

第21条 この規程についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

(規程の変更)

第22条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成17年8月5日から施行する。
- 2 この規程は、一般社団法人日本ウェイトリフティング協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 3 この規程は、平成25年12月7日から施行する。
- 4 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。
- 5 資格審査委員会規程(平成17年8月5日制定)は、廃止する。
- 6 この規程は、令和2年12月19日から施行する。
- 7 この規程の第17条及び第18条は、前項の施行日以降に生じた事案に対して適用する。

登録者規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本ウエイトリフティング協会（以下「本協会」という。）は、役員及び選手の実態を把握し、健全な普及発展を図るとともにスポーツ精神を昂揚するためにこの規程を定める。

(登録者の定義)

第2条 登録者とは、本協会競技者規程に違反しない、本協会に登録した役員及び選手をいう。

(登録証)

第3条 本協会加盟都道府県協会及び全日本学生連盟（以下「学連」という。）〔以下「加盟団体」という。〕が申請した登録者に対し、登録証を発行し、登録の証とする。

(登録籍決定の条件)

第4条 登録籍決定の条件は、次のとおりとする。

- (1) 役員、一般選手の登録籍は、現住所又は勤務先所在地のいずれかの都道府県協会とする。
- (2) 小学生、中学生、高校生（定時制・通信制を含み、満19歳未満の場合）は、学校所在地の都道府県協会とする。
- (3) 学連に登録した者は、大学所在地・現住所・出身高校所在地のいずれかの都道府県協会にも登録することができる。
- (4) 学連に登録しない大学生・大学院生・専門学校生の場合は、第4条第1項第1号の一般選手と同様とする。

(登録手続)

第5条 登録者になろうとする者は、次に従い申請しなければならない。

- (1) 役員及び役員兼選手
- (2) 一般選手
 - (1)、(2)は、第4条第1項第1号のいずれかの都道府県協会へ年会費（都道府県協会の定めによる）を添えて申請する。
 - (3) 選手（一般選手を除く）
第4条第1項第2号・第3号のいずれかの加盟団体へ年会費（加盟団体の定めによる）を添えて申請する。
2. 加盟団体は、個人からの申請を審査し適確と認めた場合は、会員管理システム（以下「システム」という。）から本協会に登録する。
3. 年会費は、システムから決済処理を経て、加盟団体の銀行口座からシステムに支払う。
4. 本協会は、加盟団体からシステムに登録し、年会費が納入された時点で登録手続きを完了する。新規登録者には、登録証を交付する。継続登録の場合には、登録シールを交付する。
5. 学連は、学連に登録した選手が都道府県協会に同時に登録を希望する場合は、次の手続きをしなければならない。
 - (1) 都道府県別に名簿（CSVファイル）を作成し、関係の都道府県協会に申請する。
 - (2) 名簿（CSVファイル）には、氏名・登録番号・生年月日・所属大学名・出身高校名・現住所をCSVファイル様式に従って作成しなければならない。なお、これについて都道府県協会の定めがある場合には、これに従わなければならない。

(登録料)

第6条 本協会への年間登録料は、次のとおりとする。

役員	:	8,000 円
役員兼選手	:	8,000 円
一般選手	:	5,000 円
大学選手	:	3,000 円
高校選手	:	2,000 円
中学選手	:	1,000 円
小学校選手	:	1,000 円

(登録証の交付)

第7条 本規程第5条の登録手続きが完了した者に、加盟団体を通じて次のとおり登録証を交付する。

- (1) 加盟団体は、交付された登録証に必要事項を記載し、申請者に配付する。
- (2) 競技者は、競技会の際に選手手帳を携帯しなければならない。
- (3) 登録証を紛失した場合は、加盟団体を通じて本協会に文書をもって再交付の申請をしなければならない。再交付については、1件につき1,000円を徴収する。

(登録の効力)

第8条 効力期間は、当該年度内とし年度始めに登録することを原則とする。

2. 登録の効力は、本協会への手続きが完了した時点に発生する。

(登録者の移籍)

第9条 移籍をする場合には、登録籍の加盟団体が除名手続きした後に、新しい加盟団体が登録手続きをしなければならない。

(登録料の使途)

第10条 第6条の登録料は、毎事業年度における合計額の70%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(罰則)

第11条 不正な登録手続きをしたと認められた時は、登録者の資格を失うものとする。

附 則

1. 本規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。
2. 本規程は、昭和62年4月1日から施行する。
3. 本規程は、平成9年4月1日から施行する。
4. 本規程は、一般社団法人日本ウエイトリフティング協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
5. 本規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。
6. 本規程は、平成28年5月28日から施行する。

会員の資格の得喪に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会（以下「本協会」という。）の会員の資格の得喪に関する必要な事項を定め、会員の位置の安定を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 定款6条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体をいう。なお、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

- (1) 正会員 ① 都道府県におけるウエイトリフティング競技を統括する団体の代表する者
② 理事会の承認を受けた団体を代表する者
③ 学識経験者で理事会において選任され総会の承認を受けた者
- (2) 賛助会員 本協会の事業に賛同して、その事業を推進するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本協会に特別の功労のあった者で総会において推薦された者

(正会員の資格の取得)

第3条 本協会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を本協会に提出しなければならない。

2. 本協会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。
 - (1) 成年被後見人又は被補佐人でない者であること。
 - (2) 過去に本協会の会員であった者が、本協会の会員の資格を喪失してから3年以上経過していること。
 - (3) 入会申込書から、会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。
3. 代表理事は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会申込者に通知しなければならない。

(会員名簿)

第4条 本協会は、会員名簿を作成しなければならない。

(退会)

第5条 会員が退会しようとするときは、退会届を代表理事に提出しなければならない。

(資格の喪失)

第6条 代表理事は、会員が定款第11条の規定によりその資格を喪失したときは、会員名簿にその旨を記載するものとする。

(改廃)

第7条 本規則の改廃は、理事会の議決を経て社員総会の承認を要する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、会員の資格の得喪に関する必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

1. この規則は、一般社団法人日本ウェイトリフティング協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

会員等の位置づけ及び会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条に定める正会員又は賛助会員が支払う会費に関する必要事項を定め、それによって公益社団法人日本ウェイトリフティング協会（以下「本協会」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2条 定款7条に規定する会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

① 入会金	50,000円
② 会 費 年額	50,000円

(2) 賛助会員

① 会 費 年額	10,000円（1口）
----------	-------------

(3) 名誉会員

無料

2. 賛助会員の会費は1口以上とする。

3. 会費及び入会金は、50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費等の納入)

第3条 本協会に入会した正会員又は賛助会員は、会員の資格の喪失に関する規則第3条第3項に規定する決定通知を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費を本協会所定の方法により納入しなければならない。

2. 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費として5月末日までに本協会所定の方法により納入しなければならない。

3. 正会員又は賛助会員から会費が納入された場合、台帳に記載しなければならない。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第4条 正会員及び賛助会員が年度の途中において退会するときは、その年度の会費を納入しなければならない。

2. 当該年度の会費を納入したものについては、これを返還しない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要事項は理事会が別に定める。

(改廃)

第6条 本規則の改廃は、理事会の議決を経て社員総会の承認を要する。

(附則)

1. この規則は、一般社団法人日本ウェイトリフティング協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

入会・退会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウェイトリフティング協会（以下「本協会」という。）定款第6条、第7条、第8条に定める規定に基づき、本協会の会員に関して必要な事項を定め、会員の身分の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 本協会の会員は、定款第3章第5条に規定されたものとする。

(入会の手続)

第3条 定款第6条により正会員として入会を希望する団体は、本協会会長あてに次の書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 入会申込書
- (2) 団体規約
- (3) 役員名簿
2. 本協会会長は、前項書類を受領した日から直近の理事会において入会の適否を審査し、その可否を文書で提出する。
3. 理事会において正会員として推薦された個人は、入会申込書を提出しなければならない。
4. 定款第6条により賛助会員として入会を希望する個人又は団体は、本協会会長あてに次の書類を提出しなければならない。
(1) 入会申込書
5. 定款第6条により名誉会員として社員総会で推薦されたものは、本協会会長あてに次の書類を提出しなければならない。
(1) 入会承諾書

(入会資格審査基準)

第4条 定款第6条に規定する入会の可否は、次の基準により決定するものとする。

- (1) 現在、成年被後見人又は被保佐人でないもの
- (2) 過去に本協会を除名されたものは、除名後2年間を経過していること
- (3) 会員として相応しいものと認められる個人又は団体であること

(入会金及び会費)

第5条 定款第7条に規定する入会金及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
 - ① 入会金 50,000円
 - ② 会費 年額 50,000円
- (2) 賛助会員
 - ① 会費 年額 10,000円（1口）
- (3) 名誉会員
 - ① 会費 無料

(会費の納入)

第6条 入会手続きを終了した会員は、事業年度開始後2ヵ月以内に会費を納めるものとする。

(会費の使途)

第7条 第5条の会費及び入会金は、50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(退会)

第8条 正会員及び賛助会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 正会員及び賛助会員が年度の途中において退会するときは、その年度の会費を納入しなければならない。

2. 当該年度の会費を納入したものについては、これを返還しない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要事項は理事会が別に定める。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て総会の承認を要する。

(附則)

1. この規程は、一般社団法人日本ウェイトリフティング協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

加盟団体規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 公益社団法人日本ウェイトリフティング協会(以下、「本協会」という。)の加盟団体に関する事項は、定款、会員の資格の得喪に関する規則、会員等の位置づけ及び会費に関する規則、及び入会・退会に関する規程について定めるもののほか、この規程(以下、「本規程」という。)の定めるところによる。

(加盟団体)

第2条 本規程に定める加盟団体及び用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 都道府県ウェイトリフティング協会(以下、「都道府県協会」という。)
各都道府県のウェイトリフティング競技を統括し、本協会の趣旨に賛同する団体
- (2) 全日本学生ウェイトリフティング連盟(以下、「学連」という。)
全国の大学のウェイトリフティング競技を統括し、本協会の趣旨に賛同する団体

(地域組織)

第3条 地域ウェイトリフティング協会(以下、「ブロック」という。)の定義は、次に定めるところによる。

全国を9ブロックに分割し、各ブロック内の都道府県協会が設置した組織で、国民体育大会のブロック予選会やブロック選手権大会等を主催する共同体

ブロック 都道府県

北海道 ; 北海道

東北 : 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東 : 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨

北信越 : 長野、新潟、富山、石川、福井

東海 : 静岡、愛知、三重、岐阜

近畿 : 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国 : 鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国 : 香川、徳島、愛媛、高知

九州 : 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(加盟団体の使命)

第4条 加盟団体は、各都道府県や学連を代表する団体としての社会的責務を自覚し、適正な組織運営等を行なうにあたり、次の取り組みを自主的・自発的に行なわなければならない。

- (1) 本協会の定款第4条に掲げる各種事業に賛同し、各加盟団体の競技力向上に努めること。
- (2) 競技に携わる者の権利を保護し、心身の健全な育成及び安全の確保に留意しながら、競技の健全な普及・発展を図ること。
- (3) 本協会制定のコンプライアンスに関する規程やマニュアルの遵守並びにガバナンスの強化に努め、団体としての公平性・公正性・透明性を確保した運営に努めること。

第2章 組織

(加盟団体の組織)

第5条 加盟団体は、各都道府県や学連を統括する団体として、次の機関及び組織を有しなければならない。

- (1) 議決機関
- (2) 執行機関
- (3) 各種委員会又は部会(本協会の各種委員会に準じた組織及び機能を有すること。ただし、これらの設置数は、各団体の事情に鑑み適宜判断するものとする。)

2 第2条に規定する団体は、支部又は地区を保有することができる。

(保管書類)

第6条 加盟団体は、毎年、その事業年度に関する次の書類を保管しなければならない。なお、本協会からこれらの書類の提出を求められた場合は、この要請に応じなければならない。

- (1) 当該年度の事業開始前
 - ① 事業計画書
 - ② 収支予算書
 - ③ 役員名簿
 - ④ 議事録
- (2) 当該年度事業終了後
 - ① 事業報告書
 - ② 収支決算書
 - ③ 議事録

第3章 権限

(加盟団体の権限)

第7条 加盟団体は、次の権限を有する。

- (1) 競技会、講習会その他の事業を都道府県単位(学連を除く)で実施すること。
- (2) 社員総会時において、各団体から1名の正会員が出席すること。
- (3) 本協会会长等が、加盟団体代表者会議や事務連絡会議の招集を求めたときに、出席すること。
- (4) 本協会が主催する選手強化事業(競技会・合宿含む)や講習会等に参加又は応募すること。
- (5) 加盟団体の組織運営等について本協会の指導又は助言を求めるここと。
- (6) 本協会が提供した各種情報を取得すること。

第4章 遵守事項

(遵守すべき事項)

第8条 加盟団体は、次の事項に取り組まなければならない。

- (1) 関係法令及び加盟団体に適用する本協会規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備した

上で、それに基づき組織運営等を行なうこと。ただし、加盟団体が定めた規程において、本協会規程と異なる定めがなされた場合、本協会規程が優先して適用される。

- (2) 暴力、暴言、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等の禁止及びヘイトスピーチ(憎悪表現や侮辱行為)等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (3) アンチ・ドーピング規程の遵守、その他アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
- (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講ずること。

(会費・登録料)

第9条 加盟団体は、年次会費及び登録料を納入しなければならない。

- 2 年次会費は、会員等の位置づけ及び会費に関する規則の定めるところによる。
- 3 登録料は、登録者規程第6条の定めるところによる。

第5章 加盟及び退会

(加盟)

第10条 新たに本協会の加盟団体に入会を希望する団体は、入会・退会に関する規程の定めるところによる。

- 2 本協会は、新規に加盟が認められた団体に対してその旨を通知する。
- 3 新規に加盟が認められた団体は、新規加盟金として入会金5万円と前条第2項に定めた会費を納入しなければならない。

(退会)

第11条 加盟団体を退会する場合は、入会・退会に関する規程第8条に定めるところによる。

第6章 指導及び助言

(調査)

第12条 本協会は、加盟団体の組織運営等に問題が生じた場合やおそれがあると認められた場合は、加盟団体に対して、その組織運営等の状況に関して報告を求め、必要に応じて本協会から役職員を派遣し、実態調査を行なうことができる。

(協力義務)

第13条 加盟団体は、前条に定める本協会の調査行為に対して、協力しなければならない。

(指導・助言)

第14条 本協会は、加盟団体の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体に対して必要な指導及び助言等を行ない、改善を求めることができる。

第7章 不服申立て

(不服申立て)

第15条 本協会が決定した処分又は選手選考等に不服がある場合は、本協会に対して不服申立てするか又はスポーツ仲裁に関する規程第2条の定めるところにより解決するかのいずれかとする。申立ての期限は、両者とも通告を受けた日から1ヶ月以内とする。

2 不服申立て者に対する本協会又は本協会役員による不利益行為を禁止する。

第8章 規程の改廃

(改廃)

第16条 この規程は、理事会の議決を経て改廃することができる。

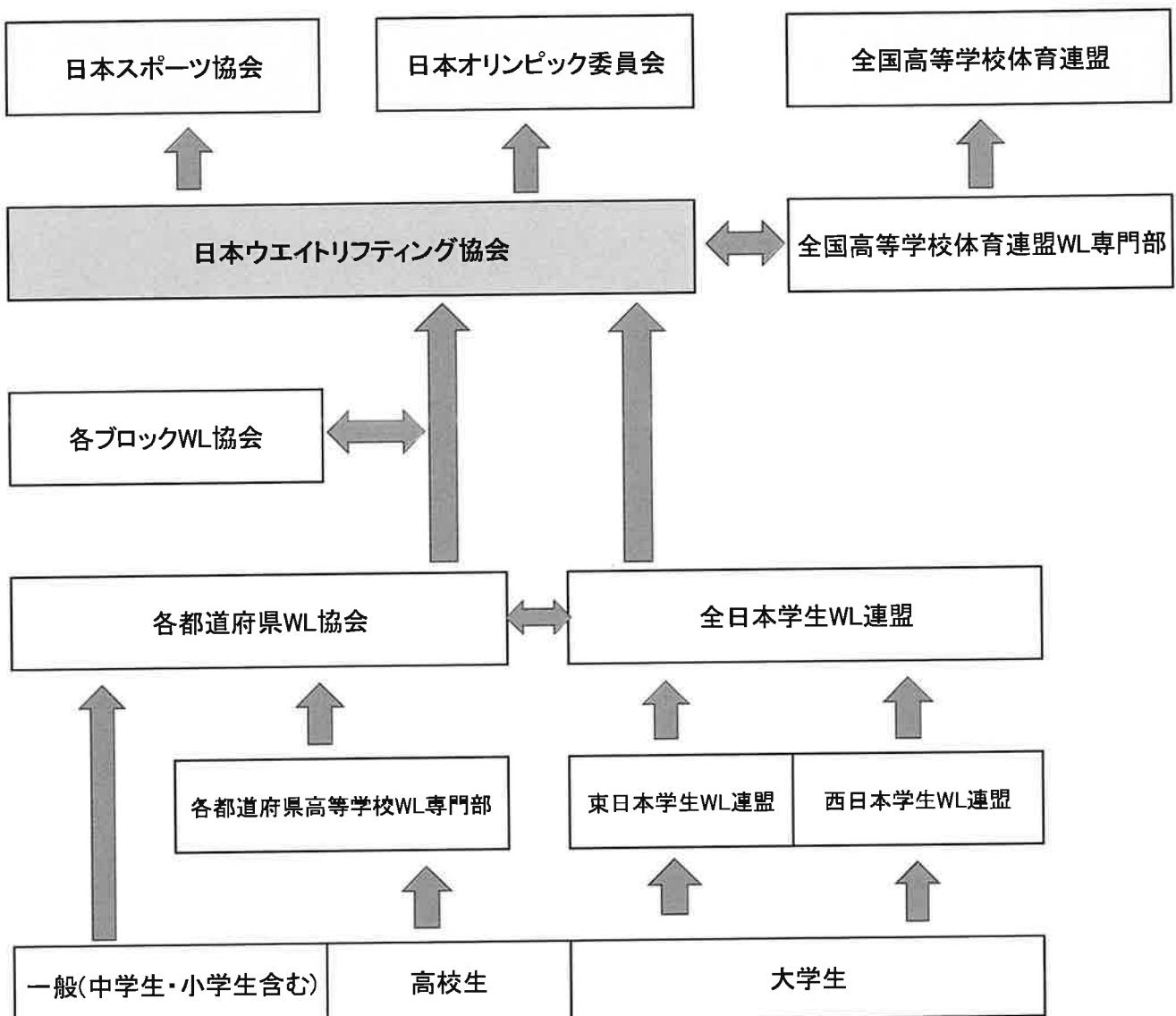
第9章 雜 則

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程に必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1 この規程は、令和2年9月12日から施行する。

日本ウェイトリフティング協会 関係図



* WL(ウェイトリフティング)

役員候補者選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウェイトリフティング協会(以下、「本協会」という。)定款第50条及び役員の選任に関する規程(以下、「役員選任規程」という。)第5条の規定に基づき、役員候補者選考に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 役員候補者選考委員会(以下、「委員会」という。)は、役員選任規程に基づき、役員改選に伴う理事・監事の候補者を選考し、理事会に答申するものとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって構成する。

2 委員会には、次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(委員の選出)

第4条 委員は、日本協会、都道府県協会、学識経験者等(外部委員を含む)から選出し、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(1) 日本協会からの選出は、専務理事、事務局長とする。

(2) 都道府県協会からの選出は、東・中・西の各地区を代表する正会員とする。

(3) 学識経験者からの選出は、女性委員を含むものとする。

(役員の選出)

第5条 委員長は、委員の互選で選出する。

(委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長は委員長があたる。

(議決)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 委員自身が選考の対象となる場合は、一時選考会から退席し残る委員で審議するものとする。

4 委員会の決定事項は、理事会に答申し、承認を得るものとする。

(議事録)

第9条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、委員長及び出席者の代表2名が署名捺印の上、理事会に報告するものとする。

(任期)

第10条 委員の任期は、委嘱された日から役員改選の当該理事会が終了した日までとする。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行なう。

附則

1 この規程は、令和2年12月19日から施行する。

役員の選任に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウェイトリフティング協会(以下、「本協会」という。)定款第50条の規定に基づき、役員の選任に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の定義)

第2条 役員とは、定款第12条第1項に定める者をいう。

(役員選任方針)

第3条 役員の選任方針については、次のとおりとする。

- (1) 定款第12条第1項に基づき、理事21名、監事3名の上限を選任する。
- (2) 組織の透明性と組織統治の高度化を図るため、外部理事を導入する。
- (3) 全国組織である全国高等学校体育連盟ウェイトリフティング専門部及び全日本学生ウェイトリフティング連盟から各1名の理事を選任する。
- (4) 男女共同参画時代に鑑み、女性理事を選任する。
- (5) 協会運営の事務量が増大につき、その役割を担える理事を選任する。
- (6) 監事は原則として弁護士、税理士、公認会計士等の有資格者か又は経理の経験者である必要性から、その条件を満たす者を選任する。
- (7) 理事数に占める割合は、原則として女性理事を40%以上、外部理事を25%以上選任することとする。

(役員の年齢制限)

第4条 役員の年齢制限は、本協会の「役員の年齢に関する規則」による。

(役員候補者選考委員会)

第5条 役員候補者の選考は、役員候補者選考委員会(以下、「選考委員会」という。)を開催し、以下の基準に基づき選考するものとする。規程については、別に定める。

(理事候補者の選考方法)

第6条 理事候補者の選考方法は、次のとおりとする。ただし、下記の各号は、女性理事・外部理事を含めて適任者を選考するものとする。

- | | | |
|-----|---|------------|
| (1) | 次のブロック並びに組織から、それぞれ配分された人数を理事候補者として推薦する。 | |
| | ・(北海道・東北) : 1名、関東 : 4名、(北信越・東海) : 1名、近畿 : 1名、(中国・四国) : 1名、九州 : 1名 | : 9名 |
| | ・全国高等学校体育連盟ウェイトリフティング専門部 | : 1名 |
| | ・全日本学生ウェイトリフティング連盟 | : 1名 |
| | | : (小計 11名) |
| (2) | 学識経験理事 | : 10名 |
| | | : 合計 21名 |

2 外部理事の定義は、最初の就任時点で次の各号に該当しない者をいう。

- (1) 過去4年の間に本協会の役職員であった者、加盟団体の役職者であった者、本協会役職員の4親等以内の親族である者
- (2) オリンピック大会、世界選手権大会(シニア・ジュニア)、アジア大会、アジア選手権大会の代表選手であった者又は強化指定選手であった者
- (3) 高校・大学・社会人大会の団体又は個人で、全国大会で6位以内に入賞した実績を有する監督及び前項の国際大会代表選手団の監督・コーチ

ただし、上記した事項に該当する者でも法務や医務及び会計等の専門的知識を評価され選考委員会で選考された場合は、外部理事とみなす。

(監事候補者の選考方法)

第7条 監事候補者の選考方法については、次のとおりとする。

- (1) 前第3条第6号の規定に該当する者3名を選考するものとする。

(再任回数)

第8条 役員の再任期間は、最初に就任した期間から最大で連続5期(10年)までとする。

ただし、次の各号の一つに該当する場合は、「例外措置」として令和3年6月の役員改選時に、上記の再任規定に該当する満70歳以上の役員に限り1期(2年)のみ選考・再任することができる。

- (1) 国際連盟(IWF)の役職者(理事)であること。
- (2) 本協会の運営や選手強化にとって不可欠な人材で、代表理事又は業務執行理事として継続就任が必要と認められる者であること。

- 2 前項の本文規定にかかわらず、本協会の運営や選手強化にとって不可欠な人材で、当該者が再任されないことで本協会の運営等に著しい障害が生じると判断される者は、5期を越えて選考・再任することができる。
- 3 連続5期を経過してから2期(4年)離任した場合は、新規の役員候補者として選考委員会において選考・再任することができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要事項は理事会が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程は、理事会の議決により改廃することができる。

附則

- 1 この規程は、令和3年3月13日から施行する。

役員の年齢制限に関する規則

第1条 この規則は、公益社団法人日本ウェイトリフティング協会定款第12条の役員の年齢について定める。

第2条 理事は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

2. 任期期間中において、満70歳を迎えた者は、その任期期間は役員として在任するものとする。
3. 役員の選任に関する規程第8条の規定に基づき、「例外措置」の対象として役員候補者選考委員会で選任され理事会で承認された場合は、本条第1項を適用しないものとする。
4. 前項は、令和5年定時社員総会の終結をもって、その効力を失う。

第3条 監事は、前条第1項を適用しないものとする。

第4条 この規則は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. 本規則は、平成15年5月24日から施行する。
2. 本規則制定時の役員の年齢については、第2条は適用しない。
3. この規則は、一般社団法人日本ウェイトリフティング協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
4. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。
5. この規程は、平成28年12月10日から施行する。
6. この規則は、令和3年3月13日から施行する。

役員・職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会（以下「本協会」という。）の役員及び職員（以下「役・職員」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員の範囲)

第2条 この規程において、役員とは、本協会定款第12条で規定する理事、監事及び第5条第1項第1号で規定する正会員並びに第43条で規定する各専門委員会委員をいう。

2. 職員とは、本協会定款第48条で規定する事務職員をいう。

(役・職員の基本的責務)

第3条 役・職員は、本協会定款第3条に規定する「目的」を達成するため、本協会の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員の遵守事項)

第4条 役・職員は、暴力、セクシュアルハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

2. 役・職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 役・職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役・職員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この委員会の実効性を確保するため、本協会に倫理委員会を設置する。

2. 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(役・職員がこの規程に違反した場合の対処等)

第6条 役員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、管理責任者（専務理事）は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員がこの規定に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正に定款第17条に基づく必要な措置をとるものとする。

2. 前項の職員に関する対処は、本協会服務規程の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

1. この規程は、平成20年2月9日より施行する。

2. この規程は、一般社団法人日本ウェイトリフティング協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
3. この規程は、平成25年12月7日より施行する。
4. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

利益相反ポリシー

令和2年6月13日制定

1 目的

公益社団法人日本ウェイトリフティング協会(以下、「本協会」という。)は、わが国のウェイトリフティング競技界を統括する代表団体として、競技の普及・発展並びに透明性・公平性を確保した組織運営をすることが求められるとともに。公益法人として助成金や交付金等の管理及び使途には厳格な運用が求められる。

本協会が発注する物品の購入や、各種事業活動に伴う企業等との契約においては、取引の権限を有する本協会の役職員等が発注先の企業等との役員を兼ねる場合、いわゆる利益相反行為が生じ得ることが考えられる。このような事態を回避するためにも利益相反の基本的なポリシー(以下、「本ポリシー」という。)を策定することにより、本協会に在籍する役職員等が利益相反の特徴を理解し、透明性かつ公平性をもって協会運営を推進する環境を整備することを目的とする。

2 定義

(1) 直接取引による利益相反

本協会の役職員等が、自己が所属する企業等の活動に伴う利益と、本協会の事業活動に伴う利益とが相反すること。

「具体的には」

- ① 役職員等と本協会との間に行なわれる製品等の売買契約
- ② 本協会から役職員等へ行なわれる協会所有財産の贈与
- ③ 役職員等から利息の付いた本協会への金銭貸与(ただし、無利息は除く。)
- ④ 本協会所有の製品(競技会用器具等)の役職員等への譲渡
- ⑤ その他本協会との間において利益相反のおそれのある取引

(2) 間接取引による利益相反

本協会が役職員等本人以外の第三者と取引することで、役職員等と本協会との間に利益が相反すること。

「具体的には」

- ① 本協会が役職員等に対して債務を保証する行為(借金の保証人)
- ② 本協会が役職員等の債務の引受(借金の肩代わり)
- ③ その他本協会との間において利益相反のおそれがある第三者間との取引

3 利益相反の禁止

本協会は、前項に当該する行為を禁止する。

4 利益相反の対象となる役職員等とは、次の者を指す。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 常勤職員

- (4) 本協会に登録する指導者
- 5 利益相反に該当する取引団体等
- (1) 役職員等が勤務する他の企業や団体等
 - (2) 役職員等の近親者(配偶者、3親等以内の近親者)が経営又は関係する企業や団体等
 - (3) 役職員等が商行為に関与する権限を有する顧問や参事を務める他の企業や団体等
- 6 利益相反の届け出義務
- 利益相反の疑い又は認められる場合は、事前に事務局長に商行為の相手、取引内容、金額、自身の関係性等を届け出るものとする。
- 7 利益相反の承認
- 物品の購入や契約等に利益相反が回避できない事情が生じた場合は、次の手続を経て理事会の承認を得るものとする。
- (1) 取引や契約に関する合理的な事由
 - (2) 理事会承認
 - (3) 理事会承認に至る経緯の詳細(議事録に記載)
 - (4) 理事会議事録
- 8 利益相反承認の基準
- 利益相反が回避できない場合の承認の判断に際しては、次の基準を用いるものとする。
- (1) 本協会が公認する製品等の制作企業が1社のみであり複数社との競合が成立しない場合
 - (2) 商取引行為が社会通念上適正であり本協会に不利益を生じさせないと判断できる場合
- ただし、この場合、相見積り等の公平性を証明できる書類等を可能な限り保有すること。
- 9 利益相反の相談体制
- 利益相反を未然に防ぐために、利益相反相談室を設ける。相談を受ける者としては、本協会顧問弁護士又は監事(弁護士・公認会計士)とする。
- 10 経歴等の申告義務
- 理事・監事又は常勤職員は、就任時に経歴書とともに兼業(社員・顧問・参与等も含む)に関する報告書も提出するものとする。
- 1.1 本ポリシーの見直し
- 本ポリシーの見直しは、国内の経済状況の変化、利益相反定義の変化、利益相反の事例状況等の変化に応じて、理事会の承認を得て適宜実施するものとする。
- 1.2 本ポリシーの権限
- 本ポリシーは、規制を伴う規程と同等の権限を有するものとする。

個人情報保護方針

公益社団法人日本ウェイトリフティング協会（以下「本協会」）は、「個人情報の保護に関する法律」（平成17年4月1日全面施行）を遵守し、個人情報の保護に万全を期すため、以下の方針により個人情報の保護に努める。

1. 個人情報の取得と利用

本協会は、利用目的を明らかにするなど適正な手続きにより個人情報を取得し、その目的以外には利用しない。

2. 個人情報の第三者への提供制限

本協会は、法令の要件を満たしている場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供・開示しない。

3. 個人情報の管理

本協会は、個人情報を正確かつ安全に管理し、紛失、改ざん及び漏えい等を防止するため、適切な対策を講ずる。

4. 個人情報の開示・訂正・追加・削除等

本協会は、本人が当該者と識別される個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去等を求める権利を有していることを理解し、これらの要求がある場合は速やかに対応する。

5. 個人情報取り扱い業務委託先の監督

本協会は、個人情報の取り扱いの全部または一部の業務を外部に委託する場合、その委託先に対し、個人情報の安全な管理を義務付け、必要かつ適切な監督を行う。

6. 個人情報保護の徹底

本協会は、この方針を実行するため、本協会役員・職員及びその他関係者（業務委託先を含む。）に周知徹底させるとともに、個人情報保護意識の教育・啓発を図る。

平成18年4月10日制定
平成24年4月1日改訂
平成27年4月1日改訂

特定個人情報取扱規程

第1章 総則

- (目的)
第1条 この規程は、公益社団法人日本エイトリフティング協会（以下「本協会」という。）が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年12月11日、以下「特定個人情報ガイドライン」という。）に基づき、本協会の取り扱う特定個人情報等の適正な取り扱いを確保することを目的とする。
2. 本規程は、特定個人情報等の取得、保管、利用、提供、開示、訂正、利用停止及び廃棄の各段階における留意事項及び安全管理措置について定めるものである。

- (用語の定義)
第2条 本規程に掲げる用語の定義は次のとおりとし、他に特段定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。
- (1) 個人情報
個人情報保護法に規定する個人情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別できるもの。
- (2) 個人番号
番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために市区町村より各住民に指定された番号。
- (3) 特定個人情報
個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報。
- (4) 特定個人情報ファイル
個人番号を含む情報の集合物であって、特定の特定個人情報について電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもののか、特定の特定個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。）で定めるもの。
- (5) 個人番号利用事務
行政機関、地方公共団体、独立行政法人、民間を含めた健康保険組合等、行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するため必要な限度で個人番号を利用して処理する事務。また、この事務を行う者を、「個人番号利用事務実施者」とする。
- (6) 個人番号関係事務
個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務。また、この事務を行う者を「個人番号関係事務実施者」とする。
- (7) 従業者
本協会の組織内にあって直接又は間接に本協会の指揮監督を受けて本協会の業務に従事している者（役員、パート職員、アルバイト等を含む）の他、本協会との間の雇用関係にない者（派遣職員等）を含む。

- (8) 事務取扱担当者
本協会内において、個人番号を取り扱う事務に従事する者。
- (9) 事務取扱責任者
特定個人情報等の管理に関する責任を担う者。
- (10) 管理区域
特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム及び機器を管理する区域。
- (11) 取扱区域
特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 本協会が個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

従業者（扶養家族含む） に係る個人番号関係事務	給与所得・退職所得に係る源泉徴収票作成事務
	住民税に関する届出事務
	雇用保険の届出事務
	健康保険・厚生年金保険の届出事務
	上記以外の税・社会保障に係る個人番号関係事務
従業者の配偶者に係る個人番号関係事務	国民年金の第3号被保険者の届出事務
	上記以外の税・社会保障に係る個人番号関係事務
従業者以外の個人番号に 係る個人番号関係事務	報酬・料金等の支払調書作成事務
	不動産の使用料等の支払調書作成事務
	不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
	上記以外の税・社会保障に係る個人番号関係事務

(取り扱う特定個人情報等の範囲)

第4条 前条に基づいて本協会が個人番号を取り扱う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報は、以下のとおりとする。

- (1) 従業者又は従業者以外の個人から、番号法に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写し。
- (2) 本協会が行政機関等に提出するために作成した届出書類及びこれらの控え。
- (3) 本協会が法定調書を作成する上で従業者又は従業者以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等。
- (4) その他個人番号と関連付けて保存される情報。なお、この情報に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

第2章 安全管理措置

(組織的・人的安全管理措置)

第5条

- (1) 組織体制
 - ア. 事務取扱責任者は、事務局長とする。
 - イ. 事務取扱担当者は、職員の中から事務局長が指名する。
- (2) 事務取扱責任者の責務
 - ア. 事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策並びに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。
 - イ. 事務取扱責任者は、次の業務を所管する。
 - ・本規程の改廃及び周知
 - ・本規程に係る業務委託先の選定基準の承認及び周知
 - ・特定個人情報等の利用申請の承認及び記録等の管理

- ・管理区域及び取扱区域の設定
- ・特定個人情報等の取扱区分及び権限についての設定及び変更の管理
- ・特定個人情報等の取扱状況の把握
- ・委託先における特定個人情報等の取扱状況の監督
- ・特定個人情報等の安全管理に関する教育又は研修の企画及び実施
- ・その他本協会における特定個人情報等の安全管理に関すること

(3) 事務取扱担当者の監督

事務取扱責任者は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう
、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(4) 事務取扱担当者の責務

- ア. 事務取扱担当者は、特定個人情報の取得、保管、利用、提供、開示、訂正、
利用停止及び廃棄又は委託処理等、特定個人情報等を取り扱う業務に従事
する際、番号法及び個人情報保護法並びにその他関連法令、特定個人情報
ガイドライン、本規程及びその他本協会内規程並びに事務取扱責任者の指
示した事項に従い、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務
を行うものとする。
- イ. 事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい等、番号法若しくは個人情報
保護法又はその他の関連法令、特定個人情報ガイドライン、本規程又はそ
の他本協会内規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに
事務取扱責任者に報告するものとする。

(5) 教育、研修

- ア. 事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに
、事務取扱担当者に本規程を遵守させるために教育訓練を企画・運営する
責任を負う。
- イ. 事務取扱担当者は、事務取扱責任者が主催する本規程を遵守させるための
教育を受けなければならない。研修の内容及びスケジュールは、事業年度
毎に事務取扱責任者が定める。

(6) 源泉徴収票、支払調書、社会保険関係の届出等の作成に係る業務フロー
源泉徴収票、支払調書、社会保険関係の届出等を作成する場合の事務フローは、
別途、業務フローに定めるものとする。

(7) 本規程に基づく運用状況の記録

- 事務取扱担当者は、本規程に基づく運用状況を確認するため、以下の項目につ
き、取扱実績及び利用実績を記録するものとする。
- ア. 特定個人情報等の取得及び特定個人情報ファイルの入力状況の記録
 - イ. 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
 - ウ. 書類・媒体等の持ち出し記録
 - エ. 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
 - オ. 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
 - カ. 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の
情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

(8) 取扱状況の確認手段

事務取扱担当者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段と
して、特定個人情報台帳に以下の事項を記録するものとする。なお、特定個人
情報台帳には、特定個人情報等は記載しないものとする。

- ア. 特定個人情報ファイルの種類、名称
- イ. 責任者、取扱部署
- ウ. 利用目的
- エ. 削除・廃棄手法
- オ. アクセス権を有する者
- カ. 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム及び機器の「管理区域」の
場所

キ. 特定個人情報等を取り扱う事務を実施する「取扱区域」の場所

(9) 情報漏えい事案等への対応

- ア. 事務取扱責任者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は減損による事故(以下「漏えい事案等」という)が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、本規程に基づき、適切に対処するものとする。
- イ. 事務取扱責任者は、会長及び専務理事等と連携して漏えい事案等に対応する。
- ウ. 事務取扱責任者は、漏えい事案が発生したと判断した場合は、その旨及び調査結果を会長及び専務理事等に報告し、当該漏えい事案等の対象となった情報主体に対して、事実関係の通知、謝意の表明、原因関係の説明等を速やかに行う。
- エ. 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。
- オ. 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、その事実を本人に通知するとともに、必要に応じて公表する。
- カ. 事務取扱責任者は、他事業者における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行うものとする。
- キ. 事務取扱責任者は、漏えい事案等への対応状況の記録の分析を必要に応じて実施する。

(10) 苦情への対応

事務取扱担当者は、番号法、個人情報保護法、特定個人情報保護ガイドライン又は本規程に関し、情報主体から苦情の申し出を受けた場合には、その旨を事務取扱責任者に報告する。報告を受けた事務取扱責任者は適切に対応するものとする。

(11) 監査

- ア. 専務理事は、本協会の特定個人情報等の適正な取扱その他法令及び本規程の遵守状況について検証し、その改善を事務取扱責任者に促す。
- イ. 監査実施にあたり本協会が事前に指名する監査人は、本協会の特定個人情報等の適正な取扱その他法令及び本規程の遵守状況について定期的に監査する。

(12) 取扱状況の確認及び安全管理措置の見直し

- ア. 事務取扱責任者は、特定個人情報等の運用状況の記録及び特定個人情報ファイルの取り扱い状況の確認を年1回以上実施するものとする。
- イ. 事務取扱責任者は、前記アの確認の結果及び前号の監査の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

(物理的の安全管理措置)

第6条

(1) 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

本協会は管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し以下のとおり措置を講じる。

ア. 管理区域

・入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行う。

イ. 取扱区域

・事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所や、後ろから覗き見される可能性がない場所への座席配置等を行う。

(2) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

本協会は管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次に掲げる措置を講じる。

ア. 特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体又は書籍等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

イ. 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムが機器のみ（無人）で運用されている場合は、セキュリティーワイヤー等により固定する。

(3) 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等防止

ア. 本協会は特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持ち出し（特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も含まれる。）は、次に掲げる場合を除き禁止する。

（ア）個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託業務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合

（イ）行政機関等への届出書類の提出等、本協会が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対してデータ又は書類を提出する場合

イ. 前記ア（ア）及び（イ）により特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持ち出しを行う場合は、以下の安全策を講じるものとする。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従うものとする。

（ア）特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち出す方法

- ・持ち出しデータの暗号化
- ・持ち出しデータのパスワードによる保護
- ・施錠できる搬送容器の使用
- ・追跡可能な移送手段の利用（源泉徴収票等を従業員に交付するにあたっては、特定記録、書留郵便や本人確認郵便で送付する。）

（イ）特定個人情報等が記載された書類等を安全に持ち出す方法

- ・封緘または目隠しシールの貼付け

(4) 削除・廃棄段階における物理的安全管理措置

ア. 特定個人情報等の削除・廃棄段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。

（ア）事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、自社又は外部の焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。

（イ）事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。

（ウ）事務取扱担当者は、特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元出来ない手段を用いるものとする。

（エ）特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、関連する届出書類等の法定保存期間経過後適宜個人番号を削除するよう情報システムの構築をするものとする。

（オ）個人番号が記載された書類等については、当該関連する届出書類等の法定保存期間経過後、適宜廃棄するものとする。

イ. 事務取扱担当者は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存するものとする。

削除・廃棄の記録は、「特定個人情報廃棄記録管理表」に記録するものとし、個人番号自体は含めないものとする。

(技術的安全管理措置)

第7条

(1) アクセス制御

特定個人情報等を取り扱う情報システム及び機器へのアクセス制御は以下のとおりとする。

- ア. 個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。
- イ. 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムをアクセス制御により限定する。
- ウ. ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム及び機器を使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

(2) アクセス者の識別と認証

特定個人情報等を取り扱う情報システム及び機器は、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づく認証をするものとする。

(3) 外部からの不正アクセス等の防止

本協会は、以下の各方法により外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

- ア. 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセス等を遮断する方法
- イ. 情報システム及び機器に、セキュリティ対策ソフトウェア等(ウイルス対策ソフトウェア等)を導入する方法
- ウ. 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法
- エ. 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェアを最新状態とする方法
- オ. ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法

(4) 情報漏えい等の防止

本協会は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等を防止するものとする。

- ア. 通信経路における情報漏えい等の防止
 - ・通信経路の暗号化
- イ. 情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策
 - ・データの暗号化又はパスワードによる保護

第3章 特定個人情報の取得、利用等

(特定個人情報の取得)

第8条

(1) 特定個人情報の適正な取得

本協会は、特定個人情報の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(2) 特定個人情報の利用目的

本協会が、従業者又は第三者から取得する特定個人情報の利用目的は、第3条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

(3) 特定個人情報の取得時の利用目的の通知等

- ア. 本協会は、特定個人情報を取得する場合、予めその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を情報主体に通知し、又は公表しなければならない。

この場合において、通知の方法については、原則として書面（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を電子機器等で表示する場合を含む。以下に同じ。）によることとし、公表の方法については、本協会の窓口等への書面の掲示・備付、インターネット上のホームページでの公表等適切な方法によるものとする。本協会の従業者から特定個人情報を取得する場合は、メールによる通知、利用目的を記載した書類の掲示、事務局規程、服務規程への明記等の方法による。

- イ. 本協会は、利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

(4) 個人番号の提供の要求

- ア. 本協会は、第3条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができる。
- イ. 従業者又は第三者が個人番号及び本人確認に必要な書類等の提供の要求に応じない場合は、番号法に基づくマイナンバー制度の意義について説明を行い、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求めるものとする。それでもなお、提供の要求に応じない場合は、提供を求めた経緯等を記録、保存するものとする。

(5) 個人番号の提供を求める時期

- ア. 本協会は、第3条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることができる。
- イ. 前記アにかかわらず、個人番号が必要となる事務（下記例）の発生が予想できた時点で、本協会は予め個人番号の提供を求めることができる。

(6) 特定個人情報の提供の求めの制限

- ア. 特定個人情報の「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に該当し、個人番号の利用制限に従うものとする。
- イ. 本協会は、番号法により特定個人情報の提供を受けることが出来る場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

(7) 特定個人情報の収集制限

- 本協会は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。

(8) 本人確認

- 本協会は、番号法第16条の定める方法により、従業者又は第三者の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、代理権の確認、当該代理人の身元確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

(9) 取得段階における組織的・人的安全管理措置

- 特定個人情報の取得段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は、本規程の第5条「組織的・人的安全管理措置」に従う。

(10) 取得段階における物理的安全管理措置

- 特定個人情報の取得段階における物理的安全管理措置は、本規程の第6条「物理的安全管理措置」に従う。

(11) 取得段階における技術的安全管理措置

- 特定個人情報の取得段階における技術的安全管理措置は、本規程の第7条「技術的安全管理措置」に従うものとする。

(特定個人情報の利用)

第9条

(1) 特定個人情報の利用制限

ア. 本協会は、本規程の第8条第2号に掲げる利用目的の範囲内のみで特定個人情報を利するものとする。

イ. 本協会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要のある場合を除き、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならない。

(2) 特定個人情報ファイルの作成の制限

本協会が特定個人情報ファイルを作成するのは、第3条に定める事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しない。

(3) 利用段階における組織的・人的安全管理措置

特定個人情報の利用段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は、本規程の第5条「組織的・人的安全管理措置」に従う。

(4) 利用段階における物理的安全管理措置

特定個人情報の利用段階における物理的安全管理措置は、本規程の第6条「物理的安全管理措置」に従う。

(5) 利用段階における技術的安全管理措置

特定個人情報の利用段階における技術的安全管理措置は、本規程の第7条「技術的安全「管理措置」に従うものとする。

(特定個人情報の保管)

第10条

(1) 特定個人情報の正確性と完全性の確保

事務取扱担当者は特定個人情報を本規程の第8条第2号（特定個人情報の利用目的）に掲げる利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努める。

(2) 保有個人情報に関する事項の公表等

本協会は、個人情報保護法第24条に基づき、特定個人情報に係る保有個人情報に関する事項を本人の知り得る状態に置くものとする。

(3) 特定個人情報の保管制限

ア. 本協会は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。

イ. 本協会は、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、支払調書の作成等の個人番号関係事務を行う必要があると認められるため、当該書類だけでなく、届出書類を作成するシステム内においても保管することができる。

ウ. 本協会は、番号法上の本人確認の措置を実施する際に掲示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身分確認書類等）の写しや本協会が行政機関等に提出する法定調書等の控えや当該法定調書を作成する上で本協会が受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報として保管する。これらの書類については、法定調書の再作成を行うなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められるため、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保存する。

(4) 保管段階における組織的・人的安全管理措置

特定個人情報の保管段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は、本規程の第5条「組織的・人的安全管理措置」に従う。

(5) 保管段階における物理的安全管理措置

特定個人情報の保管段階における物理的安全管理措置は、本規程の第6条「物理的安全管理措置」に従う。

(6) 保管段階における技術的安全管理措置

特定個人情報の保管段階における技術的安全管理措置は、本規程の第7条「技術的安全管理措置」に従うものとする。

(特定個人情報の提供制限)

第11条

本協会は、番号法19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず、特個人情報を第三者に提供しないものとする。なお、本人の事前同意があつても特定個人情報の第三者への提供ができないことに留意するものとする。

(2) 提供段階における組織的・人的安全管理措置

特定個人情報の提供段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は、本規程の第5条「組織的・人的安全管理措置」に従う。

(3) 提供段階における物理的安全管理措置

特定個人情報の提供段階における物理的安全管理措置は、本規程の第6条「物理的安全管理措置」に従う。

(4) 提供段階における技術的安全管理措置

特定個人情報の提供段階における技術的安全管理措置は、本規程の第7条「技術的安全管理措置」に従うものとする。

(特定個人情報の開示、訂正等、利用停止等)

第12条

(1) 特定個人情報の開示

ア. 本協会は、本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人情報について開示を求められた場合は、次号に規定する手続き及び方法により、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。なお、当該本人に法定調書の写し等を送付する際、法定調書の写し等に本人以外の個人番号が含まれている場合には、その部分についてはマスキング等をするものとする。

イ. 本協会は、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を不開示することができ、その場合には請求者に対してその旨及び理由（根拠とした個人情報の保護に関する法律の条文及び判断基準となる事実を示すこととする。）を説明する。

(ア) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(イ) 本協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
(ウ) 他の法令に違反することとなる場合

(2) 保有個人情報の開示請求処理手順

前号に基づき本人又はその代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。以下同じ。）から当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人情報について開示請求を受けた場合は、次の手順で応ずる。

ア. 受付時の確認

所定の様式の書面（請求者の氏名・住所・電話番号、請求年月日、請求に係わる個人情報の内容が記載されているもの）による請求であること。

(ア) 代理人による請求の場合は、所定の委任状によるものであること。

(イ) 郵送による本人確認資料の受領などの場合は、事務取扱責任者が適宜判断する。

イ. 開示の可否の決定

事務取扱責任者は、次に定める点について各々検討の上、開示の可否を決定する。

(ア) 請求された個人情報が物理的に存在するか否か。

(イ) 前記(ア)に相当するものが保有個人情報に該当するか否か。

ウ. 不開示の場合の対応

前記イに基づき保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をした時はその旨を通知し、その理由についても説明する。

エ. 請求者に対する通知時期

開示請求する回答(不開示の場合の通知も含む)は書面にて、遅滞なく郵送又はこれに代わる方法により通知する。

(3) 保有個人情報の訂正等

本協会は、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれに応じる。かかる訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該本人に対し、遅滞なくその旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知する。なお、訂正等を行わない場合又は当該本人の求めと異なる措置を取る場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明する。

(4) 保有個人情報の訂正等処理手順

ア. 本条第2号に基づき、開示の結果、特定個人情報等に係る保有個人情報が事実ではないとして、訂正、追加又は削除(以下「訂正等」と総称する。)を求められた場合は、次の手順で応ずる。

(ア) 当該請求者に対し、訂正等すべき内容が事実である旨を証明できる資料の提出を求める。

(イ) 事務取扱責任者は、提出された資料に基づき、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、訂正等を行うかどうかを決定する。

(ウ) 検討した結果については、遅滞なく当該請求者に対して書面にて郵送又は、これに代わる方法により通知する。また訂正等の措置を取らない場合は、判断根拠及び根拠となる事実を示し、その理由についても説明する。

イ. 特定個人情報に係る保有する個人情報の訂正等は、以下のとおり行わなければならない。

(ア) 事務取扱責任者は、当該保有個人情報を取り扱う事務取扱担当者を特定し、その者以外の者に訂正等作業をさせてはならない。

(イ) 事務取扱担当者は、訂正等の作業を事務取扱責任者の指示に従って行い、事務取扱責任者が作業結果を確認する。

(ウ) 事務取扱責任者は、更新理由、訂正等の申請者、訂正等の日付、事務取扱担当者及び訂正等の内容を記録し1年間保管する。

(5) 保有個人情報の利用停止等

ア. 本協会は、本人から当該保有個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止を求められ、以下に該当することが判明した場合、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行う。ただし、利用停止等を行う事に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するためにこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

(ア) 当該本人が識別される保有個人情報が、個人情報保護法第16条の規定に違反して取得されていた場合

(イ) 当該本人が識別される保有個人情報が、個人情報保護法第17条の

規定に違反して取り扱わされていた場合

- (ウ) 当該本人が識別される保有個人情報が、番号法第19条の規定に違反して第三者に提供されていた場合

イ. 前記アに基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき、若しくは行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を（当該本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置の内容を含む）通知する。なお、利用停止を行わない場合、又は本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明する。

(6) 開示等を求める手続き

- ア. 本協会は、特定個人情報等に関する、個人情報保護法第29条第1項の開示等の求めを受け付ける方法を定めた場合には、「特定個人情報基本方針」と併せインターネットのホームページ等での常時掲載を行う。
- イ. 開示の求めをする者が本人又は代理人であるとの確認の方法を定めるにあたっては、十分かつ適切な確認手続きとするよう留意する。

(特定個人情報の廃棄・削除)

第13条

本協会は、第3条に規定する事務処理をする必要がある範囲内に限り特定個人情報等を収集又は保管し続ける事ができる。なお、書類等について所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらに記載された個人番号については、その期間保管し、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められた保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除する。

(2) 廃棄・削除段階における組織的・人的安全管理措置

特定個人情報の廃棄・削除段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は、本規程の第5条「組織的・人的安全管理措置」に従う。

(3) 廃棄・削除段階における物理的安全管理措置

特定個人情報の廃棄・削除段階における物理的安全管理措置は、本規程の第6条「物理的安全管理措置」④「廃棄・削除段階における物理的安全管理措置」に従う。

(4) 廃棄・削除段階における技術的安全管理措置

特定個人情報の廃棄・削除段階における技術的安全管理措置は、本規程の第7条「技術的安全管理措置」に従うものとする。

(特定個人情報の委託の取扱い)

第14条

(1) 委託先における安全管理措置

本協会は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託をする場合には、本協会が自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

(2) 委託先に対する監督

前号における必要かつ適切な監督には、次の事項が含まれる。

ア. 委託先の適切な選定

イ. 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結

ウ. 委託先における特定個人情報の取り扱い状況の把握

(3) 委託先の選定

前号アにおける委託先の選定にあたっては、次の事項等について特定個人情報の保護に関して本協会が定める水準を満たしているかについて、予め確認する。

ア. 設備

イ. 技術水準

- ウ. 従事者(事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて業務している者)に対する監督・教育の状況
 - エ. 経営環境状況
 - オ. 特定個人情報の安全管理状況
- (4) 委託契約書の内容
- 本条第2号イにおける委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結について、委託契約の内容として以下の規定等を盛り込む。
- ア. 秘密保持義務に関する規定
 - イ. 事業者内から特定個人情報の持ち出し禁止
 - ウ. 特定個人情報の目的外利用の禁止
 - エ. 再委託における条件
 - オ. 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定
 - カ. 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する規定
 - キ. 従業者に対する監督・教育に関する規定
 - ク. 契約内容の遵守状況について報告を求める規定に関する規定
 - ケ. 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する規定
 - コ. 委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定
- (5) 本協会は、委託先の管理に係る責任部署を財務部財務会計課とする。
- (6) 本協会は、委託先において特定個人情報の安全管理が適切に行われていることについて年1回以上の定期確認を実施する他、必要に応じて適宜確認を行う。
- (7) 本協会は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに本協会に報告される体制になっていることを確認する。
- (8) 委託先は、本協会の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を再委託できる。
- (9) 本協会は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているか監督する。
- (10) 本協会は、委託先が再委託する場合、当該再委託契約内容として、本条第4号と同等の規定内容等を盛り込ませるものとする。

第4章 雜則

(その他)
第15条

- (1) 特定個人情報等に関しては、本協会の個人情報保護に関する他の規程又はマニュアルに優先して本規程が適用される。本規程が本協会内のその他の規程と矛盾抵触する場合は、本規程に定められた規定が優先的に適用される。
- (2) 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則 1

1 本規程は、平成28年3月19日より施行する。

選手強化委員会規程

第1章 総 則

(設置)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会（以下「本協会」という。）定款第43条第2項の規定に基づき、選手強化委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

第2章 事 業

(事業)

第2条 委員会は、次の事業に関して審議し、理事会の承認を得てこれを処理する。

- (1) 選手強化事業の企画、運営に関すること。
- (2) 国際大会の選手選考と派遣に関すること。
- (3) 選手強化に係わる情報収集に関すること。
- (4) 競技の啓発と普及発展に関すること。
- (5) その他本協会の目的達成に必要なこと。

第3章 構成及び職務

(委員及び役員)

第3条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 2名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 委員 25名以内（常任委員を含む。）

(委員の選出)

第4条 本部長、副本部長は、協会理事の中から選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
2. 常任委員及び委員は、協会理事、都道府県協会、学識経験者から選出し、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(本部長、副本部長及び常任委員の職務)

第5条 本部長は、この会を代表し、この会の業務を統括する。

2. 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときはその職務を代行する。
3. 常任委員会は、緊急を要する事項及び委員会から付託された事項を審議し執行する。

第4章 会 議

(委員会の招集)

第6条 常任委員会は、本部長、副本部長、常任委員をもって組織し、本部長が招集し、議長は本部長がこれにあたる。

2. 委員会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員をもって組織し、本部長が招集し議長は本部長がこれにあたる。

(議決)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2. 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3. 委員会の決定事項は、理事会に報告し、承認を得るものとする。

第5章 選手強化部

(強化部)

第8条 委員会に選手強化部を置く。

2. 選手強化部に、男子強化部、女子強化部及びジュニア強化部を置く。

3. 選手強化部は、委員会から付託された事項について審議し、その諮問に応える。

4. 選手強化部について必要な事項は、別に定める。

第6章 任 期

(任期)

第9条 委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 雜 則

(細則の委任)

第10条 委員会は、この規程に定めるもののほか、国際大会の選手選考に関し、理事会の承認を得て、必要な手続について細則を定める。

附 則

1. この規程は、平成元年4月1日から施行する。

2. この規程は、平成4年4月1日から施行する。

3. この規程は、平成12年4月1日から施行する。

4. この規程は、平成21年3月22日から施行する。

5. この規程は、一般社団法人日本ウェイトリフティング協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

6. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

7. この規程は、平成2年9月12日から施行する。

選手強化委員会規程施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社団法人日本ウェイトリフティング協会(以下、「本協会」という。)選手強化委員会規程第2条第2項の規定に基づき、国際大会の選手選考と派遣について、公正かつ透明性を高めるための必要な事項を定める。

(対象大会)

第2条 派遣選考の対象となる主要大会は、以下のとおりとする。

- (1) オリンピック競技大会
- (2) 世界選手権大会
- (3) 世界ジュニア選手権大会
- (4) アジア競技大会
- (5) アジア選手権大会
- (6) 大陸間の大会等

(選考基準)

第3条 派遣選手を選考するに際しては、以下のとおりとする。

- (1) オリンピック競技大会
 - ・国際ウェイトリフティング連盟(以下「IWF」という。)が提示する、オリンピック参加システムに則り、選手強化委員会で策定、理事会で承認する。
- (2) 世界選手権大会
 - ・開催年の年度初め、または開催4ヶ月以前の選手強化委員会において、記録、ランキング等により選手選考基準を策定する。
- (3) 世界ジュニア選手権大会
 - ・開催年の年度初め、または開催4ヶ月以前の選手強化委員会において記録、ランキング等により選手選考基準を策定する。
- (4) アジア競技大会
 - ・開催年の年度初め、または前年度の選手強化委員会において記録、ランキング等により選手選考基準を策定する。
- (5) アジア選手権大会
 - ・開催年の年度初め、または4ヶ月以前の選手強化委員会において記録、ランキング等により選手選考基準を策定する。
- (6) 大陸間の大会等
 - ・選手強化委員会において、大会の規模や性質により、当該年齢や将来性および過度な派遣によりコンディション不良を忌避するために適宜選考していく。

但し、上記各項の選考基準は、最新の IWF 及び AWF (アジアウエイトリフティング連盟) の大会参加基準を基に策定しているものは、IWF 及び AWF の大会参加基準の変更があれば再度検討する。

(選考基準の公表)

第4条 派遣に係る選考基準は、本協会 HP にて公表し、関係加盟団体にも通知する。

(会議)

第5条 選考については選手強化委員会で行い、本部長が招集し、その議長の任にあたる。

(議決)

第6条 議決については、選手強化委員会規程第7条を適用する。

(結果の公表)

第7条 大会の派遣選考結果については、本協会の HP にて公表するとともに、関係加盟団体へも通知し周知を図る。

(仲裁の申立て)

第8条 派遣に関わる選考結果に競技者から不服申立てがあった場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁申立てを行うものとする。

(規程の改廃)

第9条 この細則は、理事会の議を経て改廃することができる。

附則

1 この細則は、令和2年9月12日から施行する。

審判委員会規程

第1章 総 則

(設置)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会（以下「本協会」という。）定款第43条第2項の規定に基づき、審判委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

第2章 事 業

(事業)

第2条 委員会は、次の事業に関して審議し、理事会の承認を得てこれを処理する。

- (1) 審判員の審査認定に関すること。
- (2) 各種競技会審判団の編成に関すること。
- (3) 国際大会審判員の選任と派遣に関すること。
- (4) 審判員の養成及び講習会の開催に関すること。
- (5) 競技規則の研究及び収集に関すること。
- (6) その他本協会の目的達成に必要な事項。

第3章 構成及び職務

(委員及び役員)

第3条 委員会は、委員若干名をもって構成する。

2. 委員会に、次の役員を置く。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
3. 委員会に、常任委員を置くことができる。その委員は若干名とする。

(委員の選出)

第4条 委員は、本協会、都道府県協会、学識経験者から選出し、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第5条 委員長は、本協会理事の中から選出する。
2. 副委員長及び常任委員は、委員会において選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

第4章 会 議

(委員会の招集)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長は委員長がこれにあたる。

(議決)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
2. 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
3. 委員会の決定事項は、理事会に報告し、承認を得るものとする。

(常任委員会)

第9条 常任委員は、常任委員会を組織し、緊急を要する事項及び委員会から委任された事項を審議、処理する。

第5章 任 期

(任期)

第10条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 雜 則

(細則の委任)

第11条 委員会は、この規程に定めるもののほか、審判団の編成に関し、理事会の承認を得て、必要な手続について細則を定める。

附 則

1. この規程は、平成元年4月1日から施行する。
2. この規程は、一般社団法人日本ウェイトリフティング協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
3. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。
4. この規程は、令和2年6月13日から施行する。

審判委員会規程施行細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本ウェイトリフティング協会(以下、「本協会」という。)審判委員会規程(以下、「本規程」という。)第11条の規定に基づき、各種競技会審判団の編成に関する細則を定めることを目的とする。

(対象大会)

第2条 審判団の編成対象となる国内大会は、次のとおりとする。

- (1) 全日本選手権大会
- (2) 全日本社会人選手権大会
- (3) 全日本女子選抜選手権大会
- (4) 全日本ジュニア選手権大会
- (5) 全国高校選手権大会
- (6) 全国高校選抜選手権大会
- (7) 国民体育大会
- (8) 全国中学生選手権大会

(審判員の資格)

第3条 審判の役割と有資格は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|--------|
| (1) プレジデントジュリー | 国内1級 |
| (2) ジュリー | 国内1級 |
| (3) テクニカルコントローラー | 国内1級 |
| (4) センターレフリー | 国内1級 |
| (5) サイドレフリー | 国内1~2級 |
| (6) チーフマーシャル | 国内1級 |
| (7) タイムキーパー | 国内1~3級 |

(編成の要件)

第4条 審判団の編成は、本協会から推薦された審判員(以下、「JWA」という。)と大会を主管する都道府県が所属するブロックから選出された審判員(以下、「ブロック」という。)を原則とする。

- | | |
|------------------|------------|
| (1) プレジデントジュリー | JWA |
| (2) ジュリー | JWA 及びブロック |
| (3) テクニカルコントローラー | JWA 及びブロック |
| (4) センターレフリー | ブロック |
| (5) サイドレフリー | ブロック |
| (6) チーフマーシャル | ブロック |
| (7) タイムキーパー | ブロック |

(編成基準)

第5条 審判編成の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第2条に規定された競技会においては、大会審判委員長は本委員会の委員長があたる。委員長不在の場合は、副委員長が代行するものとする。
- (2) 競技・競技会規則7.2.6に則り、大会の種別に関わらず男女の審判員で構成することを原則とする。
- (3) JWAから選出されたジュリー以外の審判員については、大会開催地が所属するブロックからの選出を優先する。
- (4) 審判試験の対象外の大会は、全日本選手権大会、国民体育大会、インターハイ、全国高校女子選手権大会、全国中学校選手権大会とする。
- (5) ブロックからの選出に有資格者が不足の場合は、JWA又は高校体育連盟(以下、高体連といふ。)の有資格者を選出してもよい。この場合、両者ともブロック外からの選出とし、所属する都道府県からの審判員としては扱わない。
- (6) 審判委員会の委員が審判団に選出された場合は、JWAからの選出として扱う。
- (7) 審判員に選出された者は、第2条に規定された大会等において自己の所属選手を指導することを不可とする。ただし、高体連や学生連盟の大会においては、個々の選考基準により適宜編成してもよい。

(レフリーの評価)

第6条 第2条に規定された大会に参加するレフリーの判定に対しては、ジュリー団が評価を行い次回以降の編成に関する参考資料とする。

(国際大会への派遣選考等)

第7条 国際大会への派遣選考等に関しては、以下の観点から協議し派遣するものとする。

- (1) オリンピック、世界選手権、世界ジュニア選手権および世界ユース選手権大会については、経験を積んだ国際1級の有資格者を選考する。
- (2) 大陸大会については、国際1級又は2級の有資格者を選考する。
- (3) 他の国際大会については、前項の他に国際1級資格を取得するための受験者を優先することができる。

(選考会議)

第8条 審判員の選考は、審判委員会にて行い、理事会の承認を得るものとする。

(議決)

第9条 議決については、本規程第8条を適用する。

(規程の改廃)

第10条 この細則は、理事会の議決により改廃することができる。

附則

- 1 この細則は、令和2年6月13日から施行する。

アスリート委員会規程

第1章 総 則

(設置)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会（以下「本協会」という。）定款第43条第2項の規定に基づき、アスリート委員会（以下「委員会」という。）について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、ウエイトリフティング競技に関する事項について、本協会に登録するアスリートの意見を取りまとめ、本協会の意思決定に反映するとともに、アスリートの育成並びにウエイトリフティング競技の普及発展に寄与することを目的とする。

第2章 事 業

(事業)

第3条 委員会は、次の事業に関して審議し、理事会の承認を得てこれを処理する。

- (1) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
- (2) 選手の社会貢献や国際貢献・交流・地位向上に関すること
- (3) アンチドーピングの教育や啓発に関すること
- (4) 競技の普及発展に寄与すること
- (5) その他本協会の目的達成に必要なこと。

第3章 構成及び職務

(委員及び役員)

第4条 委員会は、委員若干名をもって構成する。

2. 委員会に、次の役員を置く。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
3. 委員会に、常任委員を置くことができる。その委員は若干名とする。

(委員の資格)

第5条 現役アスリートは、年齢が18才以上で、かつ、当協会の登録競技者のうち、当協会主催競技会又は国際レベルの競技会に過去4年以内に出場した選手とする。

2. アスリート経験者は、協会の登録競技者で、当協会主催競技会又は国際レベルの競技会に選手として出場した経験を有する者とする。
3. 委員会の委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがない者でなければならない。

(委員の選出)

第6条 委員は、協会役員、第5条の資格を持つ現役アスリート及びアスリート経験者、学識経験者から選出し、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

2. 前項の現役アスリート及びアスリート経験者は、男女の委員で構成する。

第7条 委員長は、本協会理事の中から選出する。

2. 副委員長及び常任委員は、委員会において選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第8条 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

第4章 会議

(委員会の招集)

第9条 委員会は、委員長が招集し、その議長は委員長がこれにあたる。

(議決)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2. 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3. 委員会の決定事項は、理事会に報告し、承認を得るものとする。

(常任委員会)

第11条 常任委員は、常任委員会を組織し、緊急を要する事項及び委員会から委任された事項を審議、処理する。

第5章 任期

(任期)

第12条 委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

1. この規程は、令和元年9月7日から施行する。

倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウェイトリフティング協会（以下「本協会」という。）理事会の議決に基づき、本協会が我が国のウェイトリフティング競技界を統轄し、代表する団体として、その自覚と責任を持ち、スポーツの基本であるルールとフェアプレー精神に則り、都道府県協会及び全日本学生連盟（以下「学連」という。）〔以下「加盟団体」という。〕共々、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通して、その社会的使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本協会及び本協会役職員の綱紀肅正の推進に関すること。
- (2) 本協会役員・職員倫理規程に違反した行為があったと認められるときは、審査に付しその内容を会長に答申すること。
- (3) 本協会加盟団体について、スポーツ憲章など関係規定の遵守に関するこ

(委員)

第3条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員長は、本協会理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。
2. 委員は、本協会理事、都道府県協会役員、学識経験者から選出し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。
2. 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
3. 前第2条(2)号の審査にあたっては、当事者の意見を聴取しなければならない。
4. 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
5. この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(秘密を守る義務)

第7条 委員会で知り得た一切の事項を他にもらしてはならない。

(本規程の変更)

第8条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成20年2月9日から施行する。
2. 規律委員会規則（平成12年2月6日制定）は、廃止する。
3. 規程施行後最初に就任する委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

4. この規程は、一般社団法人日本ウェイトリフティング協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
5. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウェイトリフティング協会（以下、「本協会」という。）の競技者規程、倫理委員会規程、役員・職員倫理規程の理念に則り、本協会が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンスに関する問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公平かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンスの施策・運営の原則を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 コンプライアンスとは、国の法律や行政の規則等を遵守することはもとより、本協会が制定した規程や細則等を遵守しながら協会業務や選手活動等を実践することをいう。

(適用範囲)

第3条 本規程の適用範囲は、競技者規程第2条に規定された者とする。

(所掌)

第4条 委員会は、次の事項を所掌すること。

- (1) 本協会の会員に対するコンプライアンスマニュアル等の推進に関すること。
- (2) 前条に規定する者が、コンプライアンスに違反又は疑いのある行為があったと認められたときは、調査並びに審査に付してその内容を理事会に答申すること。
- (3) コンプライアンス施策の検討と実施に関すること。
- (4) その他本協会の目的に必要なこと。

(構成及び職務)

第5条 委員会は、委員若干名をもって構成する。

2 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(委員の選出)

第6条 委員は、日本協会、都道府県協会、学識経験者(弁護士、公認会計士等を含む)から選出し、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。なお、審査事案によっては、委員長の判断で第三者を委員として招聘することができる。

(役員の選出)

第7条 委員長は、本協会専務理事とする。

2 副委員長は、委員会において選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第8条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の招集)

第9条 委員会は、委員長が招集し、その議長は委員長がこれにあたる。

2 定例委員会は、年2回とし、コンプライアンス違反や疑惑が生じた場合は、適宜開催するものとする。

(議決)

- 第10条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員会の決定事項は、理事会に報告し、承認を得るものとする。

(守秘義務)

- 第11条 委員会で知り得た一切の事項は、関係者を除く他の者にもらしてはならない。

(通報者権利保護)

- 第12条 コンプライアンス違反や疑義を通報した者に対する不利益行為をしてはならない。

(任期)

- 第13条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(雑則)

- 第14条 この規程についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

(改廃)

- 第15条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和2年12月20日から施行する。

コンプライアンス委員会規程施行細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本ウェイトリフティング協会(以下、「本協会」という。)コンプライアンス委員会規程第14条に基づき、コンプライアンスの遵守又は禁止に関する事項を定め、会員の健全な活動と本協会の公平かつ適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 コンプライアンスとは、国の法律や行政の規則等を遵守することはもとより、本協会が制定した規程や細則等を遵守しながら協会業務や選手活動等を実践することをいう。

(適用対象)

第3条 この細則の適用対象は、競技者規程第2条に規定された者とする。

(遵守及び禁止事項)

第4条 コンプライアンスの遵守及び禁止事項は、次のとおりとする。

1 ハラスマントの禁止行為

- (1) 人権の非尊重・差別・セクシャルハラスマント・パワーハラスマント等を行なうこと。

2 社会規範の遵守と禁止行為

- (1) 未成年者が飲酒・喫煙すること。
- (2) 本協会会員の個人情報(写真・動画を含む)を本人の承諾なくしてSNSやYouTube等に投稿すること。
- (3) 賭麻雀・闇カジノ等の賭博行為すること。
- (4) 競技の勝敗に関わる不正行為(八百長行為)をすること。
- (5) 麻薬・違法ドラッグを使用すること。
- (6) ドーピング行為をすること。
- (7) 暴力行為をすること。
- (8) 本協会の関係者として著しく品位や名誉を毀損する行為をすること。

3 反社会的勢力との禁止行為

- (1) 反社会的な勢力との関係を持つこと。
- (2) 反社会的勢力からの金銭等を授受すること。
- (3) 反社会的勢力の影響力を利用すること。

4 情報の適切な管理と禁止行為

- (1) 個人情報を適切に管理せず、正当な理由なくして第三者へ提供すること。
- (2) 本協会の機密情報を、専務理事又は事務局長の許可なく他人に開示若しくは自己使用すること。

5 公私の峻別と禁止行為

- (1) 個人的な立場で、本協会の財産、経費等を使用すること。
- (2) 競技会では、本協会の公的な立場と私的な個人としての立場を峻別すること。

6 適切な経理処理と禁止行為

- (1) 本協会の収入及び支出は、諸規程、関連諸法令、会計基準等に基づき適正に処理すること。
- (2) 証憑書類に基づき、発生の都度、遅滞なく正確に処理すること。
- (3) 収入及び支出に関する粉飾をすること。

7 贈収賄及び取引等の禁止行為

- (1) 国内外を問わず公務員、又はそれに準ずる立場の者及びそれらの親族に対する不正な利益供与をすること。
- (2) 本協会の取引先等から、個人的に利益の供与を受けること。
- (3) 役員等の立場を利用して、本協会に関わる取引先を恣意的に選定すること。
- (4) 本協会による取引先等の選定は、利益相反ポリシーに基づき公明正大に行なうこと。

(違反行為に対する対応)

第5条 コンプライアンス違反発生時の対応

(1) 通報窓口

- ① コンプライアンス違反及びその疑いのある行為が認められる場合の通報窓口は、本協会ホームページ「相談窓口」と理事又は本協会事務局とする。
- ② 前述①の通報を受けた理事又は本協会事務局は、速やかに本協会専務理事に報告するものとする。

(2) 通報者等の保護

- ① 本協会は通報者及び報告者の個人情報の保護に努め、通報者等の行為は正当なものであることを認識し、情報の漏洩には万全な措置を講じなければならない。
- ② 通報者及び報告者は、通報または報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いを受けてはならない。
- ③ 通報者又は報告者から通報を受けた者は、関係者以外に情報を漏らしてはならない守秘義務を負うものとする。

(コンプライアンス教育)

第6条 コンプライアンス(インテグリティ教育)研修

- (1) コンプライアンス委員会は、研修会又は文書通達等により前第3条に規定した者を対象にコンプライアンス(インテグリティ教育)の内容を周知徹底させなければならない。
- (2) コンプライアンス(インテグリティ教育)の研修実施内容を理事会に文書により報告するものとする。

(コンプライアンス違反行為の対処)

第7条 前第4条の各号の一つに違反又は疑いが認められた場合は、競技者規程第12条及び第13条に基づき対処する。

(その他)]

第8条 この細則に定める事項以外については、別途コンプライアンス委員会で協議の上、理事会で決定する。

(細則の改廃)

第9条 この細則は、理事会の議決により改廃することができる。

附則

- 1 本規則は、平成28年12月10日から施行する。
- 2 この細則は、令和2年12月20日から施行する。

スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会（以下「本協会」という。）が行なった競技会、国際大会選手団派遣及び本協会の運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及びルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁によって迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

(仲裁の申立て)

第2条 本協会が行なった競技会、国際大会選手団派遣及び本協会の運営に関する決定に対して不服がある競技者等は、本協会を被申立人として、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って、仲裁申立てを行なうことができる。

(規程の改廃)

第3条 本規程は、理事会の議を経て改廃することができる。

付則

この規程は、平成28年12月10日から施行する。

服務規程

第1章 総 則

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウェイトリフティング協会（以下「本協会」という。）定款第48条に基づき、本協会職員の服務について定めることを目的とする。

第2章 服 務

(職員の責務)

第2条 職員は、本協会の諸規程を遵守し、誠実にその責務を履行しなければならない。

2. 職員は、本協会諸規程の令達を知らないことを理由として、その職務上の責任を免れることはできない。また、職務上の疑義については、上司の指示を受けなければならない。
3. 職員は、その職務を誠実に遂行するとともに、特に次の各号に掲げる事項に留意し、本協会の事業の発展を図らなければならぬ。
 - (1) 互いに友愛の念をもって、一致協力して職務に従事するとともに、快適な職場環境づくりと職場秩序の維持に努めること。
 - (2) 許可なくして本協会以外の業務に従事し、あるいは事業を営み又は報酬を受けないこと。
 - (3) 自己の職務に関し、本協会の内外を問わず、贈与その他利益を受けないこと。
 - (4) 本協会並びに本協会役員及び他の職員の名誉・信用を毀損しないこと。
 - (5) 本協会又は職務上の秘密を漏らさないこと。
4. 職員は、別に定める指針に従い、セクシャル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動、及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）をしてはならない。特に管理職の立場にある者は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等により、セクシャル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシャル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職務に専念する義務)

第3条 職員は、本協会の規則等に特に定めがある場合を除くほか、その勤務時間中は、本協会の職務に専念しなければならない。

(職務に専念する義務の免除)

第4条 会長は、前条の規定にかかわらず、職員が本協会の業務に関連のある研修等を受ける場合、その他特に必要があると認める場合においては、職務に専念する義務を免除することができる。

(過失による弁償責任)

第5条 職員は、故意又は重大な過失によって本協会に損害を及ぼしたときは、その弁償の責を負わなければならない。ただし、事情によっては、この限りではない。

(意見の具申)

第6条 職員は、職務についての意見を上司に具申することができる。上司は具申された意見について、誠意をもって処理しなければならない。

第3章 勤務

(勤務時間、休憩時間及び労働時間)

- 第7条 勤務時間は次のとおりとする。ただし、業務の都合により変更することもある。
月曜日から金曜日（以下「平日」という。）
始業 午前9時00分
終業 午後5時00分
2. 休憩時間は、正午から45分間とする。
3. 労働時間は、1週につき36時間15分とする。

(休日)

- 第8条 休日は次のとおりとする。
(1) 日曜日・土曜日
(2) 国民の祝日
(3) 每年12月29日から翌年1月3日まで

(時間外労働及び休日出勤)

- 第9条 業務の都合でやむを得ない場合、労働時間の延長及び休日出勤を命ずることがある。
2. 労働時間の延長に対しては、振替休日を与えることができる。

(出勤の禁止及び制限)

- 第10条 本協会は、次の各号の1に該当する職員の出勤を禁止し又は退出を命じ若しくはその就業を制限することができる。
(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の第6条に該当する感染症に罹患した者
(2) 勤務のため病勢が悪化するおそれがある疾病に罹っている者
(3) その他職場の秩序を乱し、安全を害する恐れがあると認められる者

(出張)

- 第11条 業務のため職員に出張を命ずることがある。出張については、別に定める。

第4章 休暇

(休暇の種類)

- 第12条 休暇は、年次休暇、特別休暇及び病気休暇とし、有給とする。

(年次休暇)

- 第13条 職員は、毎年度20日の年次休暇を受けることができる。ただし、当年度に採用された職員については、次の各号に定める日数とする。
(1) 6月末日までに採用された者 16日
(2) 7月以降9月までに採用された者 11日
(3) 10月以降12月までに採用された者 6日
(4) 前号以外の者 2日
2. 年次休暇の未使用日数は、翌年度に繰り越すことができる。ただし、未使用日数が20日を超える場合は、20日を限度とする。

(特別休暇)

- 第14条 職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる期間の特別休暇を受けることができる。
(1) 業務上の負傷又は疾病により療養を要する場合 必要な期間
(2) 選挙権その他公民としての権利行使する場合 必要な期間

- (3) 感染症予防のため交通が遮断された場合（ただし、本人が罹病したときを除く。）必要な期間
- (4) 交通事故、又はその他の事故により交通が遮断され、通勤できない場合 必要な期間
- (5) その他前号に準ずる場合で、その事由が適当と認められるとき 必要な期間
- (6) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家族生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 原則として、7月から9月の期間内における、勤務を要しない日及び休日を除く月曜日から連續5日間
- (7) 親族（次表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡にともない必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき親族に応じ同表の日数欄に掲げる日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）

親 族	日 数
配偶者	10日
父母、生計を一にしている配偶者の父母	7日
子	5日
祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母、父母の配偶者、子の配偶者	3日
孫	2日
おじおば、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母、配偶者のおじおば	1日

- (8) 配偶者及び1親等の親族の疾病看護をする場合 7日以内
- (9) 産前産後の場合 100日以内
- (10) 生後1年に達しない生児を育てる女子職員がその生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分又は1日1回1時間
- (11) 生理日において勤務が著しく困難であると認められる場合 職員が請求した期間の内2日
- (12) 結婚 本人の場合 7日以内
子及び兄弟姉妹の場合 1日
- (13) 配偶者の出産の場合 3日
- (14) 父母の死後15年以内に行われる追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日（行事のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）
- (15) 地震、水害、火災その他災害により職員の住居が滅失又は損壊した場合 7日以内

（病気休暇）

第15条 職員は、負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を受けることができる。

2. 前項の病気休暇の期間は、当該療養のための病気休暇の開始日から起算して90日を限度に必要最小限の期間とする。

(休暇の単位)

第16条 休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特に必要があると認められた場合は、1時間に満たない時間で与えることができる。

(特別休暇及び病気休暇の承認)

第17条 所属長は、特別休暇又は病気休暇の請求について、第14条及び第15条に該当すると認める場合は、これを承認しなければならない。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達成することができると認められる場合は、この限りでない。

(休暇の手続)

第18条 職員は、休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の用紙に所要事項を記入し、所属長の承認を受けなければならぬ。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつたときには、その事由を付して事後にいて承認を求めることができる。

2. 所属長は、特別休暇又は病気休暇に関し、その事由を確認する必要があると認める場合には、証明書類の提出を求めることができる。
3. 所属長は、1週間を超える病気休暇を承認するときには、医師の証明書等その勤務をしない事由を十分明らかにする証明書類の提出を求めるものとする。
4. 職員は、休暇が連続3日以上にわたるときには、あらかじめ連絡先を届け出なければならない。

第5章 出勤、退出及び欠勤

(出勤及び退出)

第19条 職員は、出勤及び退出時に自らタイムカードへ刻印しなければならない。

2. 局外勤務のためタイムカードへ刻印できない者は、あらかじめ所定の局外勤務届けを提出しなければならない。

(欠勤)

第20条 第13条、第14条及び第15条の規定に該当する場合のほか、職員は、やむを得ない事由により欠勤するときは、あらかじめその理由並びに予定日及び予定時間を所属長に届け出なければならない。ただし、あらかじめ届け出ることができなかつたときは、欠勤中又は出勤後直ちに届け出なければならない。

2. 職員の遅刻及び早退等の欠勤時間は、8時間をもって1日の欠勤に換算する。

第6章 休職、復職及び育児休業、介護休業等

(休職)

第21条 職員が次の各号の1に該当するときは、休職とすることができます。

- (1) 本協会の都合によって必要と認めたとき
- (2) 業務以外の傷痍疾病によって長期の療養を要するとき
- (3) 第10条第1号により就業を禁止された者で、休職を必要と認めたとき
- (4) 刑事事件に関し起訴されたとき
- (5) 本人の願い出を適当と認めたとき

(休職の期間)

第22条 前条による休職の期間は、次の各号による。

- (1) 前条第1号の場合 必要な期間
- (2) 前条第2号の場合 3ヵ年以内
- (3) 前条第3号第4号及び第5号の場合 必要な期間

(復職)

第23条 休職の事由が消滅したときは、原則として休職となつた当時の職務に復職させる。
ただし、本協会の都合又は本人の健康状態によっては、この限りではない。

(休職者の給与)

第24条 休職者の給与は、別に給与規程で定める。

(休職期間の勤務年数への算入)

第25条 休職期間の勤務年数への算入は、次のとおりとする。

- (1) 第21条第1号及び第3号によるときは、その期間 全部
- (2) 第21条第2号及び第4号によるときは、その期間の2分の1
- (3) 第21条第5号によるときは、算入しない

(育児休業、介護休業等)

第26条 育児休業及び介護休業等については、別に定める。

第7章 退職及び解雇

(退職)

第27条 退職とは、次の各号に定めるものを指し、それぞれ給与規程に定める退職手当てを支給する。

- (1) 普通退職
勤続1ヵ年以上で本人の都合によるもの。ただし、やむを得ない事情のある場合を除き退職を希望する日の30日前に退職願いを提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 定年退職
職員の定年は65歳とし、退職の日は、当該年度の3月31日とする。なお、退職の日は、30日前に予告するものとする。
- (3) 整理退職
本協会の都合による定員の減少及び組織機構の改廃等により解職した場合。なお、解職の日は、30日前に予告するものとする。
- (4) 死亡退職
業務上と認められる傷痍疾病が原因で死亡した場合。
- (5) 業務上の傷痍疾病による退職
傷痍疾病的原因が業務上であると認められ、それにより業務に堪えられず退職した場合。

(解雇)

第28条 職員が次の各号の1に該当するときは、解雇することができる。

- (1) 精神又は身体の障害のため業務に堪えられないと認めたとき
 - (2) 休職によりその期間が消滅してもなお就業できないと認めたとき
 - (3) 懲戒解雇処分が決定したとき
 - (4) 勤務成績が著しく劣悪で、職員として不適当と認めたとき
2. 職員を解雇するときは、前項第3号を除き30日前に予告しなければならない。

第8章 保険及び衛生

(健康診断)

第29条 職員は、毎年定期に1回、健康管理のため医療機関において検査を行う。
2. 職員は、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

3. 診断結果に基づき、必要に応じ職員に対して休養を命ずる等健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

(業務上の災害の補償)

第30条 職員の業務上の災害に対する補償については、別に給与規程で定める。

第9章 表彰

第31条 次の各号の1に該当する職員を表彰する。

- (1) 永年勤続者 (イ) 20年、(ロ) 30年
- (2) 品行方正かつ執務に誠実で職員の模範となる者
- (3) その他特に篤行又は功労のあった者

2. 前項の表彰は、理事会で定める。

第10章 懲戒

第32条 職員に次の各号の1に該当する行為があったときは懲戒することができる。

- (1) 本協会の諸規程に違反することが著しいとき
- (2) 刑事事件に関し有罪判決が確定したとき
- (3) 業務上と否とを問わず、著しく本協会の信用を失墜する行為をしたとき
- (4) 本協会の機密を漏らしたとき
- (5) 上司の命令及び指示に従わないとき
- (6) 部下の指導監督上に重大な過誤があったとき
- (7) 不正行為があったとき
- (8) その他著しく不都合な行為があったとき

2. 懲戒は、懲戒解雇、降任降格、減給及び戒告の4種とする

- (1) 懲戒解雇 懲戒として予告なしに即時解雇する
- (2) 降任降格 役職身分による職位及び等級を下げる
- (3) 減給 1ヵ月以上6ヵ月以内の期間本給の10分の1を減ずる
- (4) 戒告 始末書をとり将来を戒める

3. 前項第1号、第2号及び第3号の懲戒の判定については、その都度、総務委員長を長とする査問委員会を設置して行なう。第4号については、専務理事が決定する。

4. 査問委員会の構成その他については、別に定める。

第11章 辞令

第33条 職員の任免、昇給及び給与の決定並びに異動等は、辞令の交付又は通知書により行う。

2. 職員に対し懲戒を行い、又は休職若しくは復職を命ずるとも同様とする。

附 則

1. この規程は、一般社団法人日本ウエイトリフティング協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. 就業規程（平成10年2月1日制定）は、廃止する。
3. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。
4. この規程は、平成29年9月9日より施行する。
5. この規程は、平成31年4月1日より施行する。

会計処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会（以下「本協会」という。）定款第41条の規定に基づき、本協会の収支の状況、財産の状況を明らかにし、真実明瞭な報告の提供と能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本協会の会計業務のすべてについて適用する。

(会計の原則)

第3条 本協会の会計は法令、定款及びこの規則の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

(会計区分)

第4条 会計区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は、事業遂行上必要のある場合に設けるものとする。

(会計年度)

第5条 本協会の会計年度は、定款に定める事業年度に従い、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第2章 勘定及び帳簿

(勘定科目)

第6条 本協会の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。

(帳簿等)

第7条 会計帳簿は次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア. 仕訳帳

イ. 総勘定元帳

(2) 補助簿

ア. 収入決議書

イ. 支出命令簿

2. 主要簿及び補助簿の様式は別に定める。

第8条 会計責任者は事務局長とする。

(帳簿書類の保管)

第9条 帳簿、書類の保存期間は次のとおりとする。

(1) 予算決算書類 永久

(2) 会計帳簿 10年

(3) 証拠書類 10年

(4) その他の会計書類 5年

2. 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする。

第3章 予算

(目的)

第10条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算の編成)

第11条 本協会の事業計画と予算は、毎事業年度開始前に作成し、総会の承認を得て会長が定める。

2. 前項の事業計画及び予算は、文部科学省に届け出なければならない。

(予算の執行者)

第12条 予算の執行者は会長とする。

(予備費の計上)

第13条 予測しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。

(予算の流用)

第14条 予算の執行にあたり、会長が特に必要と認めたときは、小科目相互間において資金を流用することができる。

(予備費の使用)

第15条 予備費を支出する必要のあるときは、会長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(予算の補正)

第16条 予算の補正を必要とするときは、会長は補正予算を作成して、総会の承認を得、文部科学省に届け出なければならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第17条 この規則において、金銭とは、現金及び預貯金をいう。

2. 現金とは、通貨のほか、隨時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

(出納責任者)

第18条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

2. 出納責任者は、事務局長が任命する。

(金銭出納)

第19条 金銭を収納したときは日々銀行に預け入れ、支出に充ててはならない。

2. 領收証は出納責任者が発行し、事前に発行する場合は会計責任者の承認を得て行う。

3. 支払いは、原則として銀行振込みによることとし、会計責任者の承認を得て行う。

(預金及び公印管理)

第20条 預金の名義人は会長とする。

2. 出納に使用する印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとする。

3. 金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、会長の承認を受けなければならない。

(手許現金)

第21条 出納責任者は、日々の現金支払いに充てるため、必要最小限の手許現金をおくことができる。

(残高照会)

第22条 出納責任者は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。

2. 預貯金については、月に1回通帳残高と帳簿残高を照合しなければならない。
3. 前2項の場合において、差額のあるときは、速やかに事務局長に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 固定資産

(定義)

第23条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価格100,000円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

(取得価格)

第24条 固定資産の取得価格は、次による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価格及びその付帯費用
- (2) 建設に係るものは、その建設に要した費用
- (3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価格
- (4) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の管理)

第25条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び異動について記録し、異動、毀損、滅失のあった場合は事務局長に報告しなければならない。

(登記及び担保)

第26条 不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

第6章 物品

(定義)

第27条 この規則で物品とは、消耗品及び第23条により固定資産とされる物以外の物をいう。

(物品の管理)

第28条 物品管理のための台帳を備え、その管理は第25条を準用する。

第7章 決算

(重要な会計方針)

第29条 本協会の重要な会計方針は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産の減価償却について
減価償却資産・・・定額法による減価償却を実施する。
- (2) 引当金の計上基準
退職給与引当金・・・期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上する。
国際大会引当金・・・次期国内開催の国際大会に備えるため一定額を計上する。
減価償却引当金・・・備品の次期購入に相当する金額を計上する。

- (3) 消費税の会計処理
消費税の会計処理については、税込処理によるものとする。
- (4) 資金の範囲について
資金の範囲には、現金預金、未収金、未払金、前払金、前受金、立替金、預り金及び短期借入金を含める。

第30条 本協会は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び一般会計並びに特別会計に係る次の決算書類を作成し、総会の承認を得、文部科学省に報告しなければならない。

- (1) 収支計算書総括表
- (2) 正味財産増減計算書総括表
- (3) 貸借対照表総括表
- (4) 財産目録

第31条 前条の決算書類は、監事の監査を受け、総会の承認を得た後に、事業報告書とともに主務官庁に報告する。

(改廃)

第32条 この規程の改廃は、理事会の議決を要する。

附 則

1. この規程は、平成18年10月21日から施行する。
2. この規程は、一般社団法人日本ウエイトリフティング協会設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
3. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。
4. この規程は、平成30年6月10日から施行する。

器具公認認定規則

公益社団法人日本ウェイトリフティング協会（以下「本協会」という。）

- 第1条** 本規則は、ウェイトリフティング競技規則により行われるウェイトリフティング競技に使用するバーベル・プラットフォーム・競技用演技台・アテンプトボード電光表示器類の公認及び認定に関する規定である。
- 第2条** 公認器具及び認定器具は次のとおりとする。
- (一) 公認器具
ア. 競技用公認器具
すべての競技会に使用することができる。
- (二) 認定器具
ア. トレーニング用認定器具
都道府県単位の競技会に使用することができる。
- 第3条** 競技用公認器具及びトレーニング用認定器具は、IWF規格に合致していなければならない。
- 第4条** 公認及び認定は、競技委員会が実施し理事会の承認を得なければならない。
2. 競技委員会が公認及び認定を行う場合は、申請のあった製造業者に別に定める調査実施要項により調査する。
- 第5条** 公認器具及び認定器具の認可を受けようとするものは、日本ウェイトリフティング協会（以下「本協会」という。）に下記に定める書類を添え申請書を提出しなければならない。
- (一) 経歴書 (沿革・資本金等)
(二) 営業概要 (組織・機構等)
(三) 法人登記簿謄本
(四) カタログ及び主要パンフレット
(五) バーベルについては、公的機関発行の強度試験成績証明書・社内規格の品質証明書・規格図面及び重量計算書
- 第6条** ウェイトリフティング競技に使用する器具については、認定、公認の順で手続きをしなければならない。
2. 認定から公認への申請許可は、競技委員会の議を経て理事会が行う。
3. 公認及び認定の申請をするものは、別に定める申請料を本協会に納入しなければならない。
4. 公認及び認定の認可を受けたものは、別に定める認可料を本協会に納入しなければならない。
- 第7条** 競技用バーベルの認定のための検査期間は1か年程度とする。
2. 上記以外の器具の認定のための検査期間は3か月程度とする。
3. 認定のための検査方法は別に定める。
- 第8条** 公認器具及び認定器具には、本協会所定の公認証、認定証を貼付しなければならない。
- 第9条** 公認器具及び認定器具の認可を受けたものは、別に定める公認料、認定料を本協会に納入しなければならない。

第10条 公認器具及び認定器具の認可を受けたものは、販売した製品に対して安全と品質の保証をしなければならない。

第11条 器具の公認・認定の期間は次のとおりとする。

- (一) バーは、製造の月から5年間とする。
- (二) ディスク、カラーは、製造の月から10年間とする。
- (三) 上記(一)及び(二)以外は、IWFの基準変更に伴い不適格となった場合及び規定外の状況が生じるまでの間とする。

第12条 本規則及び別に定める細則に正当の理由なくして違反したとき又は、器具に欠陥等の問題が生じた場合には、1か月の予告期間をおいて公認器具、認定器具の認可を取り消すことができる。

第13条 本規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1. この規則は、昭和61年1月19日から施行する。
2. 外国で製造された器具の公認に関しては第4条第2項は適用しない。
3. 外国の製造業者が第5条の申請をする場合には、第1項(三)及び(五)に定める書類の提出については任意とする。
4. この規則は、平成17年5月1日から施行する。
5. この規則は、平成26年5月31日から施行する。
6. この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

器具公認認定細則

公益社団法人日本ウェイトリフティング協会（以下「本協会」という。）

第1条 本細則は、器具公認認定規則に基づき制定する。

第2条 器具の公認、認定の種類は次とおりとする。バー、ディスク及びカラーには製造年を刻すること。

- (1) 競技用公認バー (20kg、15kg)
- (2) 競技用公認ラバーディスク (25kg、20kg、15kg、10kg)
- (3) 競技用公認鉄製ディスク (5kg、2.5kg、2kg、1.5kg、1kg、0.5kg)
- (4) 競技用公認カラー (2.5kg)
- (5) 競技用公認プラットフォーム (400cm×400cm、高さ10cm)
- (6) 競技用公認演技台 (「800cm～1,000cm」×「800cm～1,000cm」、高さ「40cm～100cm」)
- (7) 競技用公認アテンプトボード電光表示器（判定、重量掲示、選手名、タイマー）
- (8) トレーニング用認定バー (20kg、15kg)
- (9) トレーニング用認定ラバーディスク (25kg、20kg、15kg、10kg)
- (10) レーニング用認定鉄製ディスク (5kg、2.5kg、2kg、1.5kg、1kg、0.5kg)
- (11) トレーニング用認定カラー (2.5kg)

第3条 競技用公認バーベル及びトレーニング用認定バーベルについては、IWF規格に合致していること。

第4条 器具認定のための検査方法は、次のとおりとする。

- (1) 競技用公認及びトレーニング用認定のバー、ディスク、カラー
 - (ア) 競技用公認及びトレーニング用認定のバー、ディスク、カラーは、本協会が指定する複数の場所で検査する。
(イ) 申請者は、各検査場所に最低1セットのバーベルを用意する。1セットの組合せは次のとおりとする。
バー 2本（男女各1本）
カラー 1組
ディスク 25kg : 2枚、20kg : 2枚、15kg : 2枚、10kg : 2枚、5kg : 2枚
2.5kg : 2枚、2kg : 2枚、1.5kg : 2枚、1kg : 2枚、0.5kg : 2枚
(ウ) 検査方法については、別に定める検査項目に基づき行う。
- (2) その他の器具
 - (ア) 競技用公認及びトレーニング用認定のバー、ディスク、カラー以外の器具については、本協会が指定する場所で検査する。
(イ) 申請者は、指定された場所に申請器具を用意する。
(ウ) 検査方法については、別に定める検査項目に基づき行う。

第5条 器具公認及び器具認定を申請するものは、次の申請料を納入しなければならない。
申請料 1種類につき100,000円（1種類とは、本細則第2条に示すとおり。）

第6条 公認器具及び認定器具の認可を受けたものは、次の認可料を納入しなければならない。
認可料 1種類につき200,000円（1種類とは、本細則第2条に示すとおり。）

第7条 器具の公認料は、定価の2.0%、認定料は、定価の1.5%とする。ただし、10円未満の額は切り捨てる。

第8条 公認及び認定は、それぞれの器具に対して行うものであることから、業者はカタログ等の印刷物に本協会の指定工場又は検定工場等の名称を使用してはならない。

第9条 本細則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1. この細則は、昭和61年1月19日から施行する。
2. この細則は、平成17年5月1日から施行する。
3. この細則は、平成26年5月31日から施行する。
4. この細則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

賞金等の取り扱いに関する規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会(以下「本協会」という。)競技者規程第6条(マーケティングプログラム)及び第7条(賞金等の受け取り)に規定する協力金及び賞金等の配分に関する事項を定める。

(JOCマーケティング)

第2条 本協会競技者規程第6条に規定された契約に基づく協力金は、本協会を経由して競技者本人に配分するものとする。

(賞金等の取り扱い)

第3条 本協会競技者規程第7条第1号の規定により得た賞金等の支払いは、すべて本協会あてに行われるものとする。

(配分)

第4条 第2条及び第3条の規定により得られた協力金や賞金等は、本協会が支給額の10パーセントを手数料として受領し、残る90パーセントを競技者本人に配分するものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成17年8月5日から施行する。
2. この規程は、一般社団法人日本ウエイトリフティング協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
3. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。
4. この規程は、平成30年12月9日から施行する。

肖像権に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会(以下「本協会」という。)の定款第4条(10)に基づき、本協会が付随事業として行うマーケティング事業等の実施にあたり、競技者等の肖像権等に関する取り扱いを定め、事業の円滑な遂行に資することを目的とする。

(規程の適用範囲)

第2条 この規程は、本協会制定の「競技者規程」第2条に規定された競技者及び役員等(以下「競技者等」という。)に適用する。

(事業に関わる権利)

第3条 競技者等の肖像権については、次のとおりとする。

- (1) 競技者等の肖像、氏名、経歴、アニメ、音声、署名等(以下「肖像等」という。)を管理運営する権利(以下「肖像権」という。)は、次項以下に定めるところに従い、本協会に帰属するものとする。
- (2) 競技者等は、本協会が主催する競技会や催事等の活動中における肖像等が報道放送されることに関する肖像権は、何らその権利を有しない。
- (3) 本協会は、競技者等の肖像等を、本協会の広報・広告活動等のため無償で使用することができる。
- (4) 本協会は、次の各号の使用形態で使用する場合に限り、前項の権利を第三者に許諾することができる。
 - ① 個々の画面又は物等に複数(原則3名以上)の競技者等の肖像等を使用する場合
 - ② 個々の画面又は物等に単独の競技者等の肖像等が使用されているが、同一の仕様及び条件により肖像を合成し、複数(原則3名以上)の競技者等の肖像等を使用する場合
- (5) 競技者等は、本協会の広報・広告活動に使用するための素材制作(写真撮影、動画撮影、インタビュー等。)に、原則として無償で応じなければならない。
- (6) 競技者等は、国際大会等に用いる日本代表選手団のユニフォームを着用してマスメディアやイベントに出演する場合は、本協会制定の「競技者規程」第5条に従うこととする。
- (7) 本協会は、本条第4項各号に規定する使用形態で包括的に使用する場合に限り、競技者等の肖像等を商品化事業に無償で使用することができる。又、第三者に対してその権利を許諾することができる。
- (8) 本協会は、競技者等及びその所属の承諾を得た場合に限り、単独の競技者等の肖像等を商品化事業において使用することができる。

(放送権)

第4条 本協会が主催する大会または催事に関するテレビ放映、ラジオ放送、インターネット配信、及びモバイル放送の放送権は、すべて本協会に帰属する。放送権の運用詳細については、理事会において定める。

(商品化権)

第5条 次の各号の権利を行使し、商品を製造・販売する権利(以下「商品化権」という。)は、本協会に専属的に帰属するものとする。

- ① 本協会又は本協会が派遣する国際大会等に出場する選手団（以下「代表選手団」という。）の名称、ロゴ、マスコットキャラクター、その他本協会もしくは代表選手団を表示する名称、意匠全般に関わる意匠権、商標権、及び著作権
 - ② 本協会が主催する公式大会、公式催事及びその周辺における映像(動画)並びに静止画像に関わる著作権及び著作隣接権
 - ③ 第3条第7項及び第8項に定める範囲内における競技者等の肖像権
- (2) 本協会は、前項の権利を第三者に許諾することができる。
- (3) 第5条の商品化に関する運用の詳細については、理事会において定める。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、平成30年12月9日から施行する。

公益社団法人日本ウェイトリフティング協会
会長 三宅義行 殿

マーケティング事業に関わる肖像権の許諾について

同意書

私は、公益社団法人日本ウェイトリフティング協会(以下「本協会」という)が推進するマーケティング活動に賛同し、本協会が制定する「肖像権に関する規程」に従い、肖像権を本協会または第三者に対して許諾することに同意します。

令和 年 月 日

[所属]

所属名 : _____

住所 : _____

所属長 ; _____ 印

[競技者]

競技者名 : _____

住所 : _____

自署 : _____ 印

[保護者] (未成年の場合)

保護者名 : _____ 印

(自署)

報奨金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会(以下「本協会」という。)が推進する選手強化の一環として、国際大会で活躍した競技者に対して報奨金を支給することにより、本協会の競技力向上に寄与することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 支給の対象者は、本協会に登録した競技者とする。

(支給対象大会)

第3条 支給の対象となる大会は、次のとおりとする。

- (1) オリンピック競技大会
- (2) 世界選手権大会（シニア）

(支給基準)

第4条 支給基準は、次のとおりとする。

- (1) オリンピック競技大会
 - ① 1位
 - ② 2位
 - ③ 3位
 - ④ 4位～8位

- (2) 世界選手権大会
 - ① 1位
 - ② 2位
 - ③ 3位
 - ④ 4位～8位

ただし、種目別の入賞は、対象外とする。

(支給額)

第5条 支給額は、別表に定めるとおりとする。

(支給対象者の選考)

第6条 支給対象者の選考は、本協会制定の「表彰規程」第6条を適用する。

(支給方法)

第7条 支給方法は、年度末に実施する本協会の表彰式の席上で支給する。ただし、オリンピック競技大会の報告会等が実施された場合は、その席で支給する。

(支給の取消)

第8条 支給対象者が支給を受ける者として相応しくない行為があった場合は、支給を取り消すことがある。

(細則)

第9条 この規程に定めがない事項については、本協会理事会で定める。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成30年6月10日から施行する。

別 表 (第5条関係)

支給額

(1) オリンピック競技大会

支給対象順位	支給額 (円)
1位	3,000,000
2位	2,000,000
3位	1,000,000
4位～8位	100,000

(2) 世界選手権大会

支給対象順位	支給額 (円)
1位	1,000,000
2位	500,000
3位	250,000
4位～8位	50,000

特定費用準備資金取扱規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウェイトリフティング協会（以下「本協会」という。）の特定費用準備資金に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 特定費用準備資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。）に係る支出に充てるために保有する資金をいう。

(原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第4条 本協会は、特定費用準備資金を保有することができる。

(保有の承認)

第5条 本協会が、前条の特定費用準備資金を保有しようとする時には、会長は、事業毎にその資金の名称、将来の特定の活動の名称及び内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立限度額、積立限度額の算定根拠を理事会に提示し承認を得るものとする。

(特定費用準備資金の区分等)

第6条 前条の特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録にその資金の名称を付した特定資産として、他の資金と明確に区分して管理する。

2. 前項の資金は、その目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
3. 前項にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、会長は、取り崩しに必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 公 表

(特定費用準備資金の公表)

- 第7条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取り崩しにかかる手続き並びに積立限度額及びその算定根拠を、記載した書類を、定款に定める主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第4章 雜 則

(法令等の読み替え)

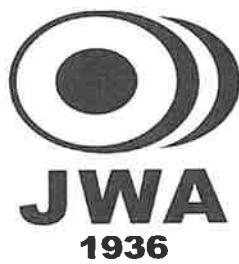
- 第8条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成31年3月16日より施行する。



公益社団法人日本ウェイトリフティング協会
危機管理マニュアル

作成者	菊地俊美
制定日	令和2年9月12日
最終更新日	令和2年9月12日

目 次

第1 危機管理とは	3
1 定 義	3
2 目 的	3
第2 対象範囲	4
(1) 自然災害	4
(2) 事 故	4
(3) インフルエンザ等の感染症	4
(4) 犯 罪	4
(5) スポーツインテグリティ(高潔性)を毀損する事態	4
(6) 個人情報の流出	4
(7) 協会の経営及び運営上の緊急事態	4
第3 危機管理体制	5
担当者の設定	5
ステークホルダー(利害関係者)への緊急連絡先	5
第4 アクションリスト(行動一覧)	6
1 初期行動	6
役割分担表(危機管理 レベル1)	7
役割分担表(危機管理 レベル2・3)	7
公表基準	7
情報公開レベル	8
2 協会向け行動指針	9
3 外部向け行動指針	10
第5 各トラブル類型の個別対応	11
第6 各規程類との連携	34

第1 危機管理とは

危機管理とは、将来発生すると予測される自然災害や様々な日常的な事故、又は、スポーツ競技を行なう上で発生し得る事故や不祥事等で生じる精神的・経済的損失を未然に回避し、危機を回避できなかった場合でも、次善の策として被害の拡大を防止し軽減して被害を最小限に食い止める手法をいう。さらには、すでに発生した紛争やトラブルについて、有効かつ効率的な対処を検討・策定し、それ以降の同様な紛争やトラブルを発生させないための一連の対応をいう。

1 定義

本協会にとっての危機的状況を予測・防止し、被害を極小化するため、平時から、不祥事、事故、天災といった有事の対応方法について計画し、事前準備をするプロセスのこと。

2 目的

この危機管理マニュアル(以下、マニュアルという。)は、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会(以下、本協会という。)に所属する競技者規定第2条に規定された者(以下、本会員といふ。)に被害が及ぶおそれがある様々な危機・事故の未然防止や、その再発を防止するための方策、それに役員・職員に対する危機管理の意識を浸透させ、有事の際には迅速かつ適切に対応できるような体制を構築することを目的とする。

P D C A サイクル

[重要]

スポーツ活動において、選手や指導者等に対する様々なリスクは付きもので、いかにリスクを減らし健全な活動ができるかを常に予測しその対策を構築しておく必要がある。又、方策を講じたとしてもそれを実施し、さらには点検するなど定期的な計画の見直しが危機管理を円滑に対処する方法の一つである。

下記の4項目は、計画から改善へと繋げる重要なサイクルとなる。

- | | | |
|----------|---------|-----------------------------|
| 1 Plan | (計画) | 将来起こり得る事象の予測やその計画及び周知を徹底する。 |
| 2 Do | (実施) | 計画通り実施できているか。 |
| 3 Check | (点検・評価) | 計画通り実施できているか等の評価はどうか。 |
| 4 Action | (改善) | 実施の評価、不十分なところの分析そして改善に取り組む。 |

この4段階を順次検証し、不十分なところを改善しながら次の段階へと進めていく。

第2 危機管理の対象範囲

1 自然災害

- (1) 地震や津波による災害
- (2) 台風、ゲリラ豪雨等の災害
- (3) 競技会中の台風や豪雨(実行か中止かの判断)

2 事故

- (1) 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
- (2) 代表選手による合宿中の事故
- (3) 代表選手による海外遠征中の事故
- (4) 競技会中の事故
- (5) 役職員にかかる重大な人身事故

3 インフルエンザ等の感染症

- (1) インフルエンザ等の発生(特に競技会中の取り扱い)
- (2) その他法定伝染病等の発生
- (3) その他の関連として(競技会中の食中毒等)

3 犯罪行為

- (1) 建造物破壊、放火、誘拐、恐喝、脅迫、及びサーバーへの攻撃を含む外部からの不法な攻撃
- (2) 競技会や監督会議等の集団行事に対する外部からの不法侵入による妨害
- (3) 本協会の規程違反、役職員による背任、横領等の不祥事
- (4) 本会員その他関係する者による刑事事件

4 スポーツの名誉や社会的信頼性を毀損する事態

- (1) 体罰・暴力
- (2) パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等
- (3) ドーピング
- (4) 八百長
- (5) 反社会的行為
- (6) 悪質なルール違反

5 個人情報の流出

- (1) 個人の写真や経歴等の無断流出
- (2) 役員・選手登録情報の流出
- (3) 協会機密及び役員等の私的な情報漏洩

6 経営及び運営上の緊急事態

- (1) 本協会の多額な債務

(2) 会員の急激な減少

第3 危機管理の体制

組織担当者

役割	担当者	業務
全体統括	会長	最高責任者
緊急事態対策本部長	専務理事	緊急事態対策本部長(全体の指揮者)
緊急事態対策副本部長	事務局長	本部長補佐(事務局内統括の代表者)
広報担当	普及(広報)委員長	外部発信代表者
情報収集・連絡	事務局員	情報収集・各部署連絡係
専務理事補佐	総務委員長	専務理事補佐係
会長補佐	副会長	会長補佐係

監督組織への連絡先

監督組織	本協会担当者	組織電話番号	適用
内閣府	普及(広報)委員長 専務理事	代表	
スポーツ庁	普及(広報)委員長 事務局長	代表	
日本スポーツ協会	普及(広報)委員長 事務局長	代表	
日本オリンピック委員会	普及(広報)委員長 専務理事	代表	
日本スポーツ振興センター	普及(広報)委員長 事務局長	代表	

国外での緊急事態の連絡先 (海外遠征や合宿時の緊急連絡先)

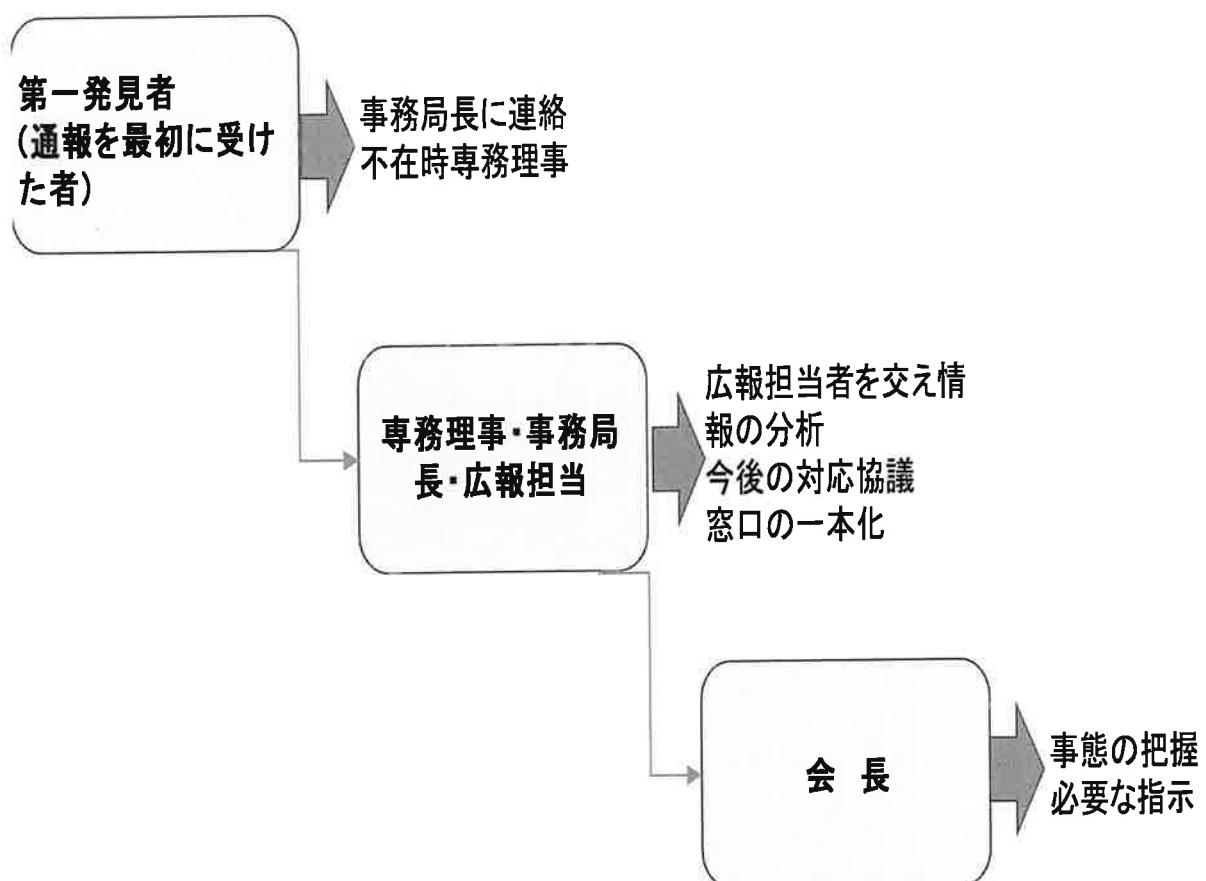
連絡先	担当者	電話番号	メールアドレス
協会事務局	事務局長 専務理事	03-6434-0681(協会)	weightlifting@japan-sports.or.jp

スポンサー企業等への連絡

スポンサー企業名	担当者	電話・メールアドレス
事務局保管	専務理事・事務局長	事務局保管

第4 アクションリスト（行動一覧）

危機発生時の初期行動



役割分担表(情報公開レベル 1、事案が軽微で協会内で処理できる範囲)

役割	やるべきこと	いつまで
第一発見者（最初に通報を受けた者） 協会 HP は専務理事又は事務局長が開封	事務局長・専務理事・広報担当で情報を共有し対応を協議する。	直ちに
広報担当（普及委員長）	広報窓口の一本化（事務局に常駐）	1日以内に行動
事務局長・専務理事	情報収集・情報公開レベルの把握	1日以内に行動
	情報公開レベルに応じた対応、会長への報告	1週間以内に行なう
会長	事務局からの報告を受け、次回理事会に上程するか判断	次回理事会までに

役割分担表(情報公開レベル 2・3、事案が公表必要と判断される範囲)

役割	やるべきこと	いつまで
第一発見者（最初に通報を受けた者） 協会 HP は専務理事又は事務局長が開封	事務局長・専務理事・広報担当で情報を共有し対応を協議する。	直ちに行動
広報担当（普及委員長）	広報窓口の一本化（事務局に常駐）	1日以内に行動
事務局長・専務理事	情報収集・情報公開レベルの把握・対応	6時間以内に
	理事会の招集	1日以内に判断
	第三者委員会設置の要否判断	1週間以内に判断
理事会の開催	公式見解発表に向けた会議実施	1週間以内に判断
会長	情報公開レベルに応じた対応	12時間以内に判断

公表基準

資格停止以上の処分を行なった場合

原則公表する。

- 1 アンチ・ドーピング規則違反
- 2 ハラスメント行為
- 3 体罰・暴力行為
- 4 大麻等の薬物違反
- 5 禁止大会への無断出場
- 6 会計の不適切処理
- 7 協会への名誉毀損
- 8 役職員への誹謗中傷
- 9 海外遠征中の不祥事
- 10 機密情報等の無断漏洩
- 11 その他

報道が先行した場合

事実確認を行い、レベル2以上に該当すると判断できる場合は、公表することを原則とする。

情報公開レベル

レベル1 ウェイブサイト上で公開

事案が軽微で、協会からのお知らせとして事実のみを公表する。

レベル2 報道関係者へ公表

原則として資格停止処分が科せられた事案に対しては、報道関係に公表する。ただし、未成年者が関係する事案については、実名等は公開しない。レベル1、3も同様とする。

レベル3 会長又は専務理事による記者会見

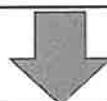
社会的に影響が高く報道関係者には看過できない事案が生じた場合

- ・役職員による公金不正使用
- ・役職員による重大な犯罪行為
- ・競技会中の死亡事故
- ・その他

協会内部に向けた行動指針

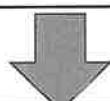
情報収集・監視

コンプライアンス委員会(弁護士・公認会計士・学識経験者含む)を中心に調査チームを編成する。継続的に情報を管理し発生事案が協会外に及ぶ場合は、第三者を加えることも検討する。



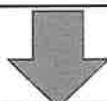
足下の対応

広報担当に情報を集約し、外部への発信は広報担当に一本化する。発生事案の危機レベルを把握し、公表の要否を判断する。



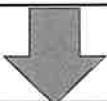
協会内連携

コンプライアンス委員会や倫理委員会等で協議を重ね、理事会に諮る大旨の方向性をまとめる。



対応方針策定

各委員会の意見を集約し、理事会で最終決定をする。



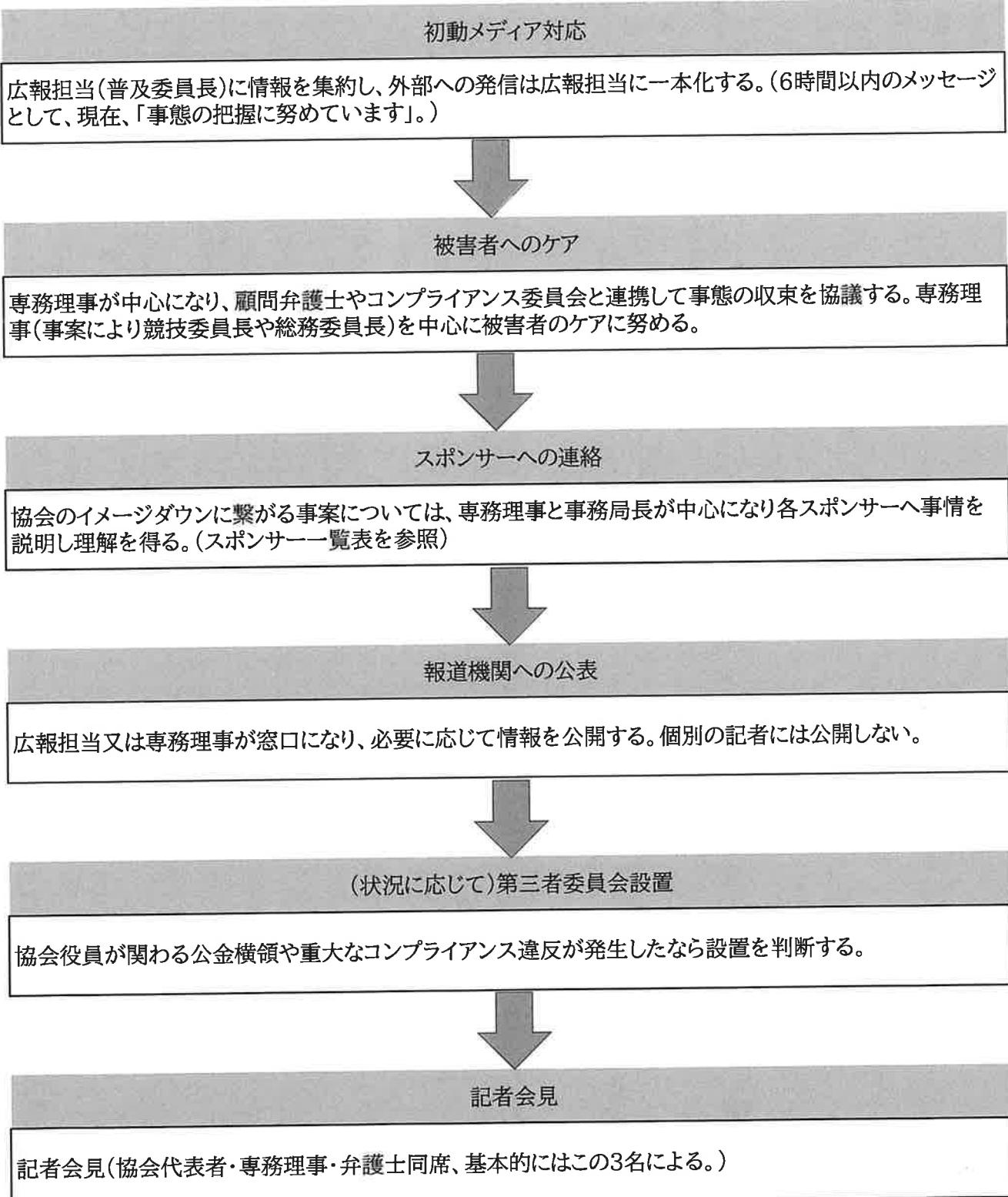
見解発表準備

危機レベルにより専務理事又は会長が記者会見するかを判断する。

発表内容を文書化し、外部(弁護士等)からのチェックを入れる。

記者との想定される問答集を作成しておく。(事務局長・総務委員長)

外部向けの行動指針



第5 各トラブル類型の個別の対応

類型1) スポーツ団体が組織内犯罪を行なっている場合～不正経理等

事例

中央競技団体である公益社団法人Aは、5年にわたって、毎年、選手強化資金として、国からの1億円の補助金を受けていましたが、会計検査院の検査で、経理担当の理事Bが、架空の領収書を用いて経費を水増し計上することにより、毎年2,000万円の利益を不正に得ていた事実が明らかになりました。このような事実について、選手強化担当の理事Cや専務理事Dはうすうす感づいていましたが、法人の資金繰りが厳しい状況であったことから、特に問題提起することはませんでした。他の理事や監事はこのことを把握できていませんでした。

このような不祥事に対してどのように対応すべきでしょうか。

対応のポイント

組織内犯罪が生じた場合、検査機関、裁判所による刑事手続きに応じた対応を探らなければなりません。また、協会としては、犯罪に直接関わらない周辺事情も含めた事実関係及び原因の調査のほか、関与した役職員の処分、流出した金銭の回収等の対応を探る必要があります。

その上、再発を防止するために、法令遵守に対する協会の役職員の意識改革等の対応が組織として必要です。また、なにより外部からの問い合わせへの対応を含めた広報対応が非常に重要になる。

法的責任

- (1) 刑事責任
- (2) 国に対する返還義務、損害賠償義務
- (3) 法人はB、C、Dその他理事及び監事に対する損害賠償請求
- (4) 社員代表請求(Aの社員はB、C、Dに対する社員代表訴訟を提起できる)

コンプライアンス(以下、「法令、本協会規程等の遵守」を意味する)強化のための方策

- (1) 検査機関、裁判所による刑事手続への協力、専門家との連携
- (2) 有識者による十分な事実関係の調査・原因究明
- (3) 調査結果を基にした適切な処分

追加事項

類型2）会議体運営に問題がある場合～内部対立、役員改選、会議体不開催問題

事例

あるスポーツ団体は、理事の改選時期を迎えています。理事の改選に当たっては、以前から派閥間の対立もあり、様々な意見が出てしまっています。この機会に、ガバナンスの整備された団体を目指すためには、どのような点を考慮して理事を選べば良いでしょうか。

対応のポイント

ガバナンスを整備し社会から信頼される団体になるためには、理事が、そのスポーツ団体内外の多様な意見を踏まえ、専門的・客観的な見地からの検討を経て、意見決定を行なうことが必要です。さらに、理事会や監事が、業務が適切に行なわれているかをチェックすることも必要です。そこで、理事の選任においては、このような多様性・専門性やチェック機能を考慮した任用基準を作成し、それに沿った任用を行なうことが必須です。

コンプライアンス強化の方策

- (1) 理事会の役割にふさわしい人材の任用
 - ① スポーツ団体における多様性～年齢、性別等
 - ② スポーツ団体外の専門性・客観性の確保
 - ③ 任期制限その他理事の固定化を防止する措置
- (2) 理事会の適切な運営
- (3) 広報～社会からの信頼獲得
- (4) 理事会の役割を全うするために～本協会内の情報共有
- (5) コンプライアンス教育～一般法人、公益認定法の十分な理解

追加事項

類型3) スポーツ団体の具体的業務運営に問題がある場合～内部ルール違反、代表選手選考問題

事例

あるスポーツ団体の選手選考委員会は、国際大会の出場者として、春の大会で2位に入賞し、秋の大会で優勝した選手でなく、春の大会のみに参加して優勝した別の選手を指定しました。(なお、選考基準は選手に知らされていません)。代表から漏れた選手はこの結果に納得がいかず、選考が不公平な方法で行なわれたのではないかと考えています。

選手選考委員会は、どのような選手選考を行なうべきだったのでしょうか。

対応のポイント

選手選考委員会は、あらかじめ具体的な選考基準を定め、その内容を事前に選手らに周知する必要があります。上記事案では選考基準が知らされていない、という点については問題があったといえるでしょう。不選考の理由について選手から問い合わせがあれば、誠意をもってその説明に応じることも求められます。

また、選手が利用でき、選考に対する不服申立て手続きを整備することも必要でしょう。

コンプライアンス強化の方策

(1) 適正な代表選手選考体制の確立

- ① 選考基準の設定～代表選手選考の重大性
- ② 具体的かつ公平な選考基準の決定
- ③ 選考基準の周知
- ④ 選考手続き・選考理由の広報
- ⑤ 不服申立て手続きの設置

(2) 内部ルール遵守に関するコンプライアンス教育の実施

追加事項

類型4） スポーツ団体の懲罰、紛争解決に問題がある場合～内部ルール不備、適用の問題点

事例

あるスポーツ団体では、未成年者である選手(被害者)に対する暴力行為を働いた指導者への処分に關し、何ら手続規程を定めていなかったうえ、被害者への聞き取り調査も行なわず、理事会のみで永久追放処分を課してしまいました。また、このスポーツ団体は、当該指導者に対し弁明の機会を設けることのないまま処分を課したうえ、当該指導者に交付された永久追放処分の通知書には、当該処分の対象となった具体的な事実の明記がありませんでした。さらに、そのスポーツ団体には、当該処分の不服申立て手続きについて、日本スポーツ仲裁機構を利用できる自動応諾条項も定めておらず、また、当該指導者による仲裁申立てにも同意しませんでした。

このスポーツ団体ではどのような処分手続を探る必要があったのでしょうか。

対応のポイント

スポーツ団体に登録する指導者等が体罰問題等個人的に不祥事を起こした場合、事実関係及び原因の調査のほか、関与した選手の処分等の対応を探りましょう。

処分に当たっては、弁明の機会の付与と処分の適正性確保、不服申立て手続の整備等、適正手続を経る必要があります。

コンプライアンス強化のための方策

- (1) 十分な事実関係の調査・原因究明
- (2) 調査結果をもとにした適切な処分～弁明の機会と処分の適正
 - ① 弁明の機会の付与
 - ② 処分の適正性確保
 - ③ 処分内容と理由の通知・説明
- (3) 不服申立て手続の設置
- (4) 内部ルール遵守に関するコンプライアンス教育の実施

追加事項

類型5) スポーツ団体の会計処理に問題がある場合～不適切経理

事例

あるスポーツ団体の理事が、簿外資産を管理し、他の理事に対して、役員報酬とは異なる様々な名目で、多額の金銭を交付していたことが発覚しました。この金銭交付は報酬規程や理事会の決議に基づくものではありませんでした。これらの不正な経理の結果、このスポーツ団体は、多額の赤字を出てしまいました。

このような不正経理に対してスポーツ団体としてはどのように対応すればよいでしょうか。

対応のポイント

スポーツ団体自身が関わる不適切経理等の組織的な不祥事が生じた場合、必要に応じて第三者委員会の設置や外部の専門家・専門機関の協力を依頼するなどの措置を取りながら、事実関係及び原因の調査をした上で、関与した役職員の処分、流出した金銭の回収等の対応を探りましょう。仮に当該事案が役員による背任や横領といった犯罪行為とまでは言えそうになく、不明瞭・不適切な経理処理といった範疇に止まるものだとしても、事実関係・原因調査の必要性は変わりません。

また、再発を防止するために、スポーツ団体の役職員の意識改革やスポーツ団体における経理に対するチェック構造の改善、不正が生じた場合における発見手段の整備をするなどし、組織として対応する必要があります。

コンプライアンス強化の方策

- (1) 有識者による十分な事実関係の調査・原因究明
- (2) 調査結果をもとにした適切な処分
 - ①不正経理に関与した役職員の処分～弁明の機会と処分の適正
 - ② 流出した金銭の回収・過剰に取得した金銭の返還
- (3) 再発防止策の実施～外部の経理調査やコンプライアンス教育
 - ① スポーツ団体から独立した外部の有識者による経理の調査
 - ② 通報制度の整備
 - ③ 内部統制制度等の整備
 - a スポーツ団体の資産は役職員の資産ではないことの再認識
 - b 理事はスポーツ団体から事業執行を委任されている法的責任者であることの再認識
 - c 従業員スタッフのトレーニング
- (4) 広報～社会からの信頼回復

追加事項

類型6) スポーツ団体の情報公開に問題がある場合～情報隠蔽、説明責任違反

事例① (情報隠蔽)

事例

あるスポーツ団体では、新シーズンを開始するに当たり、対象スポーツで使用するボールについて、その反発係数を変更したにもかかわらず、対外的に一切発表していませんでした。使用する選手の申告により、この問題が明らかになりました。このスポーツ団体は、どのように対応すべきだったのでしょうか。

対応ポイント

スポーツ団体は、多様なステークホルダー(利害関係者)を有する極めて公共的な団体であり、このようなステークホルダーの利益に関わる情報に関しては、適切なタイミングで、状況に応じて積極的に開示することが求められます。

コンプライアンス強化の方策

- (1) 透明性と説明責任
- (2) 情報公開体制の整備
 - ① 開示すべき情報の範囲
 - ② 開示すべきタイミング
- (3) 情報公開に関するコンプライアンス教育の実施

追加事項

事例②（説明責任）

事例

あるスポーツ団体は、担当者のミスにより国際大会へのエントリーを期限までに行なわず、出場希望選手が大会に出場できなくなる事態となりましたが、対外的にも、出場を希望していた選手にも何も説明していませんでした。

一部の出場希望選手の申告により、この問題が明らかになりました。このスポーツ団体は、どのように対応すべきだったのでしょうか。①担当者と全く連絡が取れなかった場合、②連絡取れたものの、当該担当者は「機械のエラーによりエントリーできなかった」という主張をしている場合に分けて時系列順にスポーツ団体としてなすべき対応を検討してください。

対応のポイント

スポーツ団体は、多様なステークホルダーを有する極めて公共的な団体であり、このようなステークホルダーの利益に関わる情報に関しては、適切なタイミングで、状況に応じて積極的に開示することが求められます。

コンプライアンス強化の方策

- (1) 透明性と説明責任
- (2) 情報公開体制の整備
 - ① 開示すべき情報の範囲
 - ② 開示すべきタイミング
 - ③ 内部調査の実施と公表内容の吟味
- (3) 情報公開に関するコンプライアンス教育の実施

追加事項

類型 7-1) スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合～暴力・暴言・体罰・いじめ

事例

あるスポーツ団体の代表チームの指導者が、選手に対して長期間にわたる暴力的指導を行なっていましたことが判明しました。

スポーツ団体としてはどのように対応すべきでしょうか。また、再発を防止するためには、どのようなことに留意すべきでしょうか。

対応のポイント

指導者による選手に対する暴力事件等スポーツ団体の関係者間で問題が起きた場合は、スポーツ団体として、事実関係の確認、原因の究明、当事者の処分等適切な対応を探ることが求められます。

日本のスポーツ界においては、2013年4月25日に関係諸団体により「暴力行為根絶宣言」が採択されており、各スポーツ団体においても、暴力等の不当行為の禁止を明確にする立場を表明し、倫理規程等の整備をする必要があります。

コンプライアンス強化の方策

- (1) スポーツ団体としての調査～迅速かつ公正な調査
- (2) 関係者への説明
- (3) 処分の在り方～弁明の機会と処分の適正
 - ① 弁明の機会の付与
 - ② 行為と処分の均衡
 - ③ 処分内容の説明等
- (4) 再発防止策の実施
 - ① 本協会における倫理規程、ガイドライン等の関連規程の作成
 - ② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置
 - ③ 相談窓口の設置
 - ④ 関係者に対するコンプライアンス教育啓発活動
 - ⑤ 広報～社会からの信頼回復

* スポーツ・インテグリティ

スポーツ・インテグリティとは、スポーツにおける品位・誠実性・高潔性などを意味し、ドーピング、暴力、ハラスメント、差別等の不正がない状態をいう。

追加事項

類型 7-2) スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合～パワハラ・セクハラ

事例

ある学校の部活の指導者が、女子選手に性的発言をするなどのセクハラ行為を繰り返している旨の通報が相談窓口を通じて寄せられました。

また、異なる学校の部活の指導者が、男子学生に「馬鹿」「阿呆」といった言葉を用いてパワハラ的な指導を行なっている旨の通報が相談窓口を通じて寄せられました。

スポーツ団体として、それぞれどのように対応すべきでしょうか。また、再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

対応のポイント

指導者の選手に対するハラスメントが報告された場合、スポーツ団体としては、事実関係の確認、当事者の処分等適切に対応を採ることが求められます。

日本のスポーツ界においては、2013年4月25日に関係諸団体により「暴力行為根絶宣言」が採択されており、各スポーツ団体においても、暴力等の不当行為の禁止を明確にする立場を表明し、倫理規程等の整備をする必要があります。

コンプライアンス強化の方策

- (1) スポーツ団体としての調査～迅速かつ公平な調査
 - ① セクシャルハラスメント(性的な行動)
 - ② パワーハラスメント(人間関係の優位性を用いて過度な精神的・肉体的苦痛を与える行為)
- (2) 関係者への説明(各種補助金の支給元)
- (3) 処分の在り方～弁明の機会と処分の適正
- (4) 再発防止策の実施
 - ① 各スポーツ団体における関連規程の作成(競技者規定・コンプライアンスマニュアル等)
 - ② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置(コンプライアンス委員会・倫理委員会規程)
 - ③ 相談窓口の設置(HPの相談窓口利用)
 - ④ 関係者らに対するコンプライアンス教育啓発活動
 - ⑤ 広報～社会からの信頼回復

追加事項

類型7-3）スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合～ヘイトスピーチ・侮辱等

事例

ある国際大会において、日本の選手を応援する観客が、旭日旗を振って応援し、相手国の関係者からクレームを受けていることが判明しました。

また、ある国内大会において、一方のチームを応援する観客が、相手チームに所属する外国人選手に対し「〇〇人は祖国へ帰れ」といった暴言を浴びせていたことが判明しました。

スポーツ団体として、それぞれどのように対応すべきでしょうか。又、再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

対応のポイント

観客が政治的表現や差別的表現を行なうことによって問題が生じた場合、スポーツ団体としては、事実関係を調査した上で、観客に対する注意等適切な対応を探る必要があるでしょう。

国際大会においては、政治的表現あるいは政治的表現と受け取られる表現によって、相手国の関係者を侮辱、差別したなどとして国際競技団体や国際大会の主催者からスポーツ団体自体が制裁を受ける可能性があるため、注意が必要です。

コンプライアンス強化の方策

- (1) 事実関係の調査及び処分に関する対応
- (2) 再発防止策
 - ① 本協会における関連規程作成
 - ② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置
 - ③ 通報窓口の設置
 - ④ 関係者らに対するコンプライアンス教育啓発活動
 - ⑤ 広報～社会からの信頼回復

* ヘイトスピーチ（憎悪表現）

人種・出身国・民族・宗教・性的傾向・性別・姿勢・障害といった、自分から主体的に変えることができる

困難な事柄に基づいて、個人や集団に対して攻撃や侮辱する発言や行動。

追加事項

類型 7-3) スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合 ~アンチ・ドーピング

事例① (うっかりドーピング)

事例

ある選手が、医師からかぜ薬を処方されたところ、そのかぜ薬に世界アンチ・ドーピング規程(いわゆる WADA 規程)禁止表に記載された禁止物質(特定物質)が含まれていたため、その後行なわれたドーピング検査で陽性となってしまいました。

当該選手は、医師に、自分がドーピング検査の対象になることを伝えていませんでした。

スポーツ団体として、このような事案の再発を防止するために、どのようなことを留意すべきでしょうか。

対応のポイント

日本では、自らがドーピング検査を受ける対象者であるにもかかわらず、禁止物質を含有する医薬品等を誤って摂取してしまうことにより、アンチ・ドーピング規則に基づく処分を受けてしまう事例(以下「うっかりドーピング違反」といいます)が発生しています。

こうした事例は、本来、選手、サポートスタッフが必要な注意を尽くしていれば、防げたはずの事例といえ、それにもかかわらず必要な注意を怠ったがために、アンチ・ドーピング規則違反となってしまうことは避けるべきです。

そこで、スポーツ団体として、選手やサポートスタッフに対して、「うっかりドーピング事例」とならないよう、アンチ・ドーピングに関する教育と啓発活動を実施することが必要です。

コンプライアンス強化の方策

- (1) 本協会内のアンチ・ドーピング体制の確立
 - ① 最新アンチ・ドーピング情報の入手
 - ② 公認スポーツファーマシスト(JADA 認定の最新の情報を有した薬剤師)への相談の徹底
- (2) 選手に対するコンプライアンス教育
 - ① 選手に求められる責務の周知徹底
 - ② 過去のうっかりドーピング事例の活用

追加事項

事例②（故意のドーピング）

事例

あるスポーツ団体において、選手が、アンチ・ドーピング規則に故意に違反し、2年間や4年間といった長期間の資格停止処分を受けたり、同一の選手がアンチ・ドーピング規則に複数回違反したりする事例が後を絶ちません。

当該スポーツ団体としては、自らの競技における公正なスポーツ環境を守るために、どのような対策を講じたらよいでしょうか。

対応のポイント

日本は、年間約6000件の検体採取数に対して、アンチ・ドーピング規則違反者は年間7,8件に留まっており、国際的に見ても、違反件数が非常に少ないとされています。

もとより、残念ながら、近年日本でも、特定の競技において、選手がアンチ・ドーピング規則に故意に違反したり、同一選手が複数回、アンチ・ドーピング規則に違反する事例が見受けられます。

このように、特定の競技者において、故意にアンチ・ドーピング規則違反や同一選手による複数回のアンチ・ドーピング違反が頻発すれば、当該競技において、公正なスポーツ環境が保護されているとはいはず、当該競技のインテグリティが、大きく脅かされていることになります。

そこで、このような事例が見受けられるスポーツ団体には、所属選手のアンチ・ドーピング規則違反がこれ以上発生する事がないように、選手やサポートスタッフに対する教育・啓発活動を、より一層強化することが求められます。

コンプライアンス強化のための方策

- (1) スポーツ団体内のアンチ・ドーピング体制の確立
- (2) 選手に対するコンプライアンス教育の強化

追加事項

事例③ (汚染サプリメント)

事例

ある選手の尿検体から、世界アンチ・ドーピング規程(いわゆる WADA 規程)禁止表国際基準に記載された禁止物質(非特定物質)が検出されました。

しかし、当該選手は、なぜ、当該禁止物質が、自己の尿検体から検出されたのか分らないと述べています。他方で、当該選手は、複数のサプリメントを摂取していたことを自認しており、その中には、海外製のサプリメントも含まれていました。

スポーツ団体として、どのように対応すべきでしょうか。また、再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

対応のポイント

昨今、日本では、前述したいわゆる「うっかりドーピング事例」のみならず、「サプリメント汚染事例」(サプリメントの外箱に「禁止物質が含まれない」と記載されているにもかかわらず、サプリメントが禁止物質で汚染されていたために、禁止物質が体内に存在してしまう事例)が発生しています。

こうした「サプリメント汚染事例」が生じた場合に、選手の主張立証が不十分なために、当該選手に対して、重すぎる資格停止処分が科せられてしまうことは、スポーツのインテグリティを脅かすものといえます。

また、近年、第三者に対する禁止物質の投与事案も発生しており、こちらも選手の主張立証が不十分なために、当該選手に対して、重すぎる資格停止処分が課せられてしまう可能性があります。

そこで、当該スポーツ団体としても、選手の立証活動のサポート、再発防止策の実施等、適切な対応を執ることが求められます。

コンプライアンス強化の方策

- (1) 選手立証のサポート
 - ① 手続概要の説明
 - ② 選手に対する弁護士の活用の示唆
 - ③ 選手の立証活動への協力
- (2) スポーツ団体内のアンチ・ドーピング体制の確立

追加事項

類型7-5) スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合 ~ 八百長

事例

国際競技団体の調査で、あるスポーツ団体の代表チームの選手が、八百長(敗退行為)に関与していましたことが判明しました。

スポーツ団体として、どのように対応するべきでしょうか。また、再発の防止をするために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

対応のポイント

スポーツ団体の関係者が敗退行為に関与していた場合は、スポーツ団体として、原因の究明、当事者の処分等適切な対応を探ることが求められます。

八百長行為は、①賭博の結果を左右するために競技結果を不当に歪めるものや、②本来競技結果によって得られる経済的利益を維持し、分配するために行なわれるもの(大相撲における互助的な性質の八百長行為が一例です)などがあります。選手、指導者、審判員その他の競技結果に直接または間接に影響を与える地位にある者による八百長行為は、当該競技のインテグリティを著しく低下させるものであります。敗退行為の関与が事実であるとすれば、厳格に処分する必要があります。

コンプライアンス強化の方策

- (1) スポーツ団体としての調査 ~迅速かつ公平な調査
- (2) 関係者への説明(各種補助金交付元)
- (3) 再発を防止のための方法の検討
- (4) 処分の在り方 ~弁明の機会と処分の適正
- (5) 再発防止策の実施
 - ① 各スポーツ団体における倫理規程、ガイドラインの作成
 - ② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置
 - ③ 相談窓口の設置
 - ④ 広報 ~社会からの信頼回復

追加事項

類型7-6) スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合～スポーツ事故

事例

指導者が現場にいない練習中に重傷事故が生じていたにもかかわらず、スポーツ団体に報告がなされないまま半年間放置されている事案が判明しました。

スポーツ団体としては、どのように対応すべきでしょうか。また、再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか

対応のポイント

スポーツには、回避できない事故と回避できる事故があります。まず、回避できる事故を起こさないよう、最大限の注意を払わせなければなりません。

また、回避できない事故を減らすためには事故情報を集約し、原因を究明し、情報を共有することが不可欠です。その意味で、スポーツ団体が説明責任を果たすことが極めて重要な意味を有します。そのため、回避できる事故を起こした指導者に対しては、処分を科す必要があるか、検討の必要があります。また、それ以上に、回避できる、できないにかかわらず、事故情報の報告を怠ることは、説明責任を阻害する極めて重大な違反行為といえ、事故を起こしたことと同様か、又はそれ以上に厳正な処分を科す

必要があります

事故に関する不祥事の再発防止策は、事故情報の分析と公表に他なりません。その意味で、事故情報の報告を促すという観点から、回避できる事故を起こした指導者を全て処分することが適切かどうか、議論の余地があります。

コンプライアンス強化の方策

- (1) スポーツ団体としての調査～事故情報の報告の義務付け
- (2) 処分の在り方～弁明の機会と処分の適正
- (3) 再発防策の実施
 - ① 倫理規定、ガイドラインの作成
 - ② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置
 - ③ 相談窓口の設置
 - ④ 関係者に対するコンプライアンス教育啓発活動
- (4) 広報～社会からの信頼回復

追加事項

類型8）スポーツ団体の役職員、選手・指導者による刑事事件

対応のポイント

刑事案件が発生した場合、事実確認や情報収集、処分等を検討するにあたっては、まず刑事手続の概要を理解しておく必要があります。例えば、刑事案件を起こした選手や指導者等が逮捕された場合、事実確認や情報収集、処分等は、刑事手続の進行に従わざるを得ません。

刑事手続の概要

① 逮捕

警察での取り調べ



② 檢察官送致(送検)

検察での取り調べ



③ 拘留請求(10日間)

拘留延長請求

拘留延長不請求

釈放



④ 拘留延長(最長10日)



⑤ 起訴判断

不起訴

釈放



⑥ 裁判

保釈が認められた場合

釈放



⑦ 判決

・有罪 実刑(懲役刑・禁錮刑以上の場合)

・無罪 釈放

事例①（暴行事件）

事例

ある選手が、友人数人と居酒屋で飲食をしていたところ、隣の席の男性2人組が周囲にも迷惑となるような大きな声で話していたため、同選手は、「うるさいから静かにしてもらえないか。」と注意したところ、男性2人組は、「余計なお世話だ、文句があるなら店を出ろ。」と言い返してきたため、言い合いになりました。言い合いがエスカレートする中で、同選手は、男性1名の顔面を殴打し、全治3週間の加療を有する怪我を負わせてしまいました。事態収拾のために、店員が警察を呼び、選手は、その場で逮捕されました。

スポーツ団体はどのような対応をすべきでしょうか。

対応のポイント

スポーツ団体は選手に対して、処分することの検討が必要になります。また、スポーツ団体は、事件が報道された場合（報道前の問い合わせ対応もあり得ます）、マスコミ対応が必要になると考えられます。早急に所属チームや関係者に対して事実関係の確認を行ない、情報収集に努めるべきです。

コンプライアンス強化の方策

- (1) 事実関係の確認及び情報収集
- (2) 関係者への説明（各種助成金の交付元）
- (3) 処分の検討
- (4) 処分の限界及び時期
- (5) 不服申立て
- (6) 再発防止策の実施
 - ① 倫理規定、ガイドラインの作成
 - ② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置
 - ③ 相談窓口の設置
 - ④ 関係者に対するコンプライアンス教育啓発活動

追加事項

事例②（未成年者の飲酒と喫煙）

事例

ある未成年の強化指定選手が合宿所において、飲酒及び喫煙をしている写真が SNS に投稿されました。写真には未成年の選手の他、同選手が所属するチームの他の成年の強化指定選手も写っていました。スポーツ団体はどのような対応をするべきでしょうか。

対応のポイント

マスコミ対応が必要になる点及び処分についてのポイントは、基本的に事例①と同様です。処分について少し補足すると、未成年者は法律によって飲酒及び喫煙することは禁じられていますので、未成年選手が処分の対象になることについて争いはないでしょう。他方で、成年選手については、自身の飲酒や喫煙は法律上禁止されていませんが、未成年者の親権者や監督代行者は、未成年者の飲酒及び喫煙を知った場合は、飲酒及び喫煙を「制止」することが法律上求められています。また、スポーツ団体の行動規範等の規程には、成年者であっても飲酒及び喫煙を禁止する条項が定められていることがありますので、処分になる可能性があります。

さらに本件では、強化指定選手が事件を起こしていますので、各種補助金の返還についても検討が必要になります。

コンプライアンス強化の方策

- (1) 事実関係の確認及び情報収集
- (2) 関係者への説明(各種助成金の交付元)
- (3) 処分の検討
- (4) 処分の限界及び時期
- (5) 不服申立て
- (6) 再発防止策の実施
 - ① 倫理規定、ガイドラインの作成(コンプライアンスマニュアルに明記あり)
 - ② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置
 - ③ 相談窓口の設置
 - ④ 関係者に対するコンプライアンス教育啓発活動

追加事項

事例③（違法賭博）

事例

ある選手が、闇カジノに出入りしたところ、警察による一斉摘発により、逮捕されました。同選手は、取り調べに対して、闇カジノに半年前から月1回程度通っていたことを認め、1回につき数万円～数十万円程度の金額を賭けていたと供述をしています。また、同選手は、賭に負けた際に、闇カジノで知り合った反社会的勢力の関係者から、金銭を借りたり、食事に連れて行ってもらう等していたとのことでした。スポーツ団体はどのような対応をすべきでしょうか。

対応のポイント

マスコミ対応が必要になる点及び処分についてのポイントは、基本的に①と同様です。本件においては特に留意すべき点は、反社会的勢力との関係の有無及び八百長に繋がる賭博行為であるか否かが挙げられます。

いずれも早急な事実関係の調査が必要となります。前者については、警察と連携しながら調査することが有効です。また、後者の場合は、類型7-5)が参考になります。

コンプライアンス強化のための方策

- (1) 事実関係の確認及び情報収集
- (2) 処分の検討
- (3) 処分の限界及び時期
- (4) 不服申立て
- (5) 再発防止策の実施
 - ① 倫理規定、ガイドラインの作成
 - ② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置
 - ③ 相談窓口の設置
 - ④ 関係者に対するコンプライアンス教育啓発活動

追加事項

事例④（人身事故）

事例

あるスポーツ団体の代表チームのコーチが、自動車運転中、人身事故を起こしました。被害者は全治3ヶ月の加療を有する骨折等の被害を受けました。同コーチは、運転中飲酒をしていませんでしたが、前方不注意によって事故を起こしてしまいました。同コーチは、事故後、直ちに警察に連絡をし、また、救急車も呼び、被害者を病院に搬送するための対応をしていました。

スポーツ団体はどのような対応をするべきでしょうか。

対応のポイント

交通事故といつても様々な形態があり、違反の種類によって重い刑罰を科せられます。近年、交通事犯について、厳罰化の傾向があります。また、交通事犯の特徴として、故意及び過失犯が存在する点も挙げられます。

さらに本事例において留意すべき点は、主体が選手でなく代表チームの指導者である点でしょう。代表チームの指導者の場合、選手を指導する立場にあり、選手と比して重い社会的責任を負っているともいえます。処分の有無及び内容を検討する際に、主体の立場についても検討する必要があるでしょう。

コンプライアンス強化の方策

- (1) 事実関係の確認及び情報収集
- (2) 処分の検討
- (3) 処分の限界及び時期
- (4) 不服申立て
- (5) 再発防止策の実施
 - ① 倫理規定、ガイドラインの作成
 - ② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置
 - ③ 相談窓口の設置
 - ④ 関係者に対するコンプライアンス教育啓発活動

追加事項

類型9）スポーツ団体の危機管理に問題がある場合

対応のポイント

スポーツ団体が、選手、指導者や審判等のスポーツ団体の構成員以外にも、スポンサー、メディア、ファンなど、多様なステークホルダーに影響を及ぼす極めて公共的な団体であることからすれば、不祥事が発生した場にも、これらステークホルダーの要請に十分応えられるように適切な対応を取る必要があります。類型6)スポーツ団体の情報公開に問題がある場合を参照

日頃から不祥事の発生を想定して危機管理体制を構築し、準備しておくことが必要です。

事例①（スポーツ団体による問題放置）

事例

あるスポーツ団体では、代表チームの監督による、選手に対する、長期間にわたる暴力的指導があったことが申告されていましたが、スポーツ団体の理事は、この問題を誠実に対応せず、放置し、問題解決を怠りました。このような対応が大きな社会的批判を浴びることになりました。

このスポーツ団体としては、どのような問題解決を図るべきだったでしょうか。

コンプライアンス強化のための方策

(1) 不祥事の発生時の採るべき対応

- ① 不祥事が発生した場合の事実調査、原因究明活動(迅速かつ公平な調査チームの編成)
- ② 不祥事事案における再発防止策の策定、処分
- ③ 外部有識者の関与(弁護士・公認会計士・学識経験者等を含めたチーム編成)
- ④ 第三者委員会の設置(不祥事に役職員が関与、協会の組織的構造に起因する不祥事等の場合)

(2) 広報～第一報の重要性と社会からの信頼回復

- ① 平時の準備(窓口の一本化、事例毎の対応マニュアルの作成。)
- ② 対応フローの概要(本マニュアルフローを参照)
- ③ 危機管理体制の構築(本マニュアル危機管理の体制を参照)

追加事項

事例②（スポーツ団体としての危機対応）

事例

あるスポーツ団体では、代表チームに選出された選手同士の喧嘩に端を発した暴力問題が発覚し、ある選手が全治2週間の怪我を負っていたことが発覚しましたが、被害者の選手の所属チームの監督がスポーツ団体に対して報告する前に警察に被害届を出しておらず、スポーツ団体として広報が正式に公表する前にそのことがマスコミに知られて大々的に報道されてしまいました。また、スポーツ団体が被害選手からヒアリングを実施しようとしたところ、当該監督は「検察の処分が出るまでは協力するつもりはない」と言うばかりでヒアリングに応じようとしてくれませんでした。なお、当該スポーツ団体においては、危機管理規程などは整備されておらず、緊急事態があった場合のフロー等は特段定めていませんでした。

スポーツ団体としては、どのようにしておけばこのような問題の発生を防止することができたのでしょうか。

コンプライアンス強化のための方策

(1) 不祥事の発生時の採るべき対応

- ① 不祥事が発生した場合の事実調査、原因究明活動(迅速かつ公平な調査チームの編成)
- ② 不祥事事案における再発防止策の策定、処分
- ③ 外部有識者の関与(弁護士・公認会計士・学識経験者等を含めたチーム編成)
- ④ 第三者委員会の設置(役職員が関与、協会の組織的構造に起因する不祥事等の場合)

(2) 広報～第一報の重要性と社会からの信頼回復

- ① 信頼回復のための広報(情報を広報担当者に一元化、関係委員会の協力で原因の究明)
- ② 第一報の重要性(「現在、事態の把握に向けて対応中です」が第一段階の広報)
- ③ 対応フローの概要(本マニュアル参照)
- ④ 危機管理体制の構築(本マニュアル危機管理の体制を参照)
- ⑤ 危機管理の対象範囲(本マニュアル参照)
- ⑥ 緊急時の通報体制等(本マニュアル参照)

追加事項

類型10) その他法令違反～個人情報保護法違反

事例

あるスポーツ団体では、所属する選手から、自分の個人情報の管理はどうなっているのか、あらゆる情報をスポーツ団体に提供しているがきちんと管理されているか気になる、との不安を訴えられました。スポーツ団体としては、個人情報の管理についてどのような注意を払うべきでしょうか。また、コンプライアンス全般について、スポーツ団体はどのような姿勢で臨むべきでしょうか。

対応のポイント

スポーツ団体も、従業員を雇い、各種設備等を利用し、組織として、社会内で事業活動をする法人に他なりません。したがって、当然、スポーツに直接関連するものに限らず、他の分野の事業体と同様、その事業活動に関する各法令の制定・改正に注意する必要があります。

コンプライアンス強化のための方策

- (1) 法令を遵守する旨の規定の整備(協会規程として作成している)
- (2) 法令遵守のための体制の整備(日本協会事務局、都道府県協会の情報取扱者の設置)
- (3) 法令遵守のためのコンプライアンス研修の実施
 - ① 個人情報保護法
 - ② その他関連法令等

追加事項

参考・引用文献

- 1 平成29年度スポーツ庁委託事業
スポーツ界のコンプライアンス強化事業 スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン
～スポーツ団体向けモデル危機管理マニュアル
- 2 平成29年度スポーツ庁委託事業
スポーツ界のコンプライアンス強化事業 スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン
～不祥事対応事例集

第6 危機管理に関する規程等

1 定款

本協会の根幹を成す規定で、法人としての目的・事業・役員・社員総会・理事会等の運用について定めている。

2 理事会規程

本協会の事業運用等に関する規定で、事業の計画や遂行それに規程等の改廃や不祥事に対する処分の最終議決を行なうことなどを定めている。

3 競技者規程

選手や役員の在り方を示す規定で、遵守事項や禁止行為それに処分等について定めている。

4 役員・職員倫理規程

役・職員の遵守事項を定めた規定で、遵守すべき事項や違反に対する罰則等について定めている。

5 アンチ・ドーピング規程

アンチ・ドーピングに関する国際や国内に関する規定で、競技者やその関係者が遵守すべき事項や、違反した場合の制裁措置等について定めている。

6 倫理委員会規程

綱紀肅正を所掌する規定で、違反行為が認められた場合は協議し、その内容を会長に答申することを定めている。

7 資格審査委員会規程

登録者の資格に関する規定で、違反者に対して資格停止等の処分を協議し、その内容を理事会に答申することを定めている。

8 個人情報保護規程

個人情報を保護する規定で、情報の利用範囲や第三者への不当な提供の禁止、それに管理等について定めている。(他の関連規程あり)

9 服務規程

職員の服務に関する規定で、職員の責務や過失による弁償責任、又は、懲戒事項等について定めている。

10 会計処理規程

本協会の全般に亘る会計処理の規定で、法令や規程に則り予算・出納・固定資産・決算等の処理に従事することを定めている。

11 コンプライアンス委員会規程施行細則

法令遵守に関するマニュアルで、遵守事項や違反発生時の対応等について定めている。

12 スポーツ仲裁に関する規程

競技者等からの仲裁申し出に関する規定で、代表選手選考等の不服に対する仲裁機構への申立てを定めている。

13 選手・指導者向け コンプライアンスマニュアル

選手や指導者に向けた法令遵守に関する規定で、守るべき一般事項や違反した場合のフロー等を定めている。

14 審判員向け コンプライアンスマニュアル

審判員向けた法令遵守に関する規定で、遵守する事項や違反した場合のフロー等を定めている。

15 選手強化委員会規程施行細則

代表選手選考に関する規定で、代表選手選考の基準等を定めている。

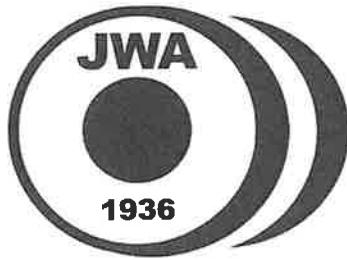
16 審判委員会規程施行細則

全国大会における審判員選考に関する規定で、選考大会や選考基準等を定めている。

17 コンプライアンス委員会規程

コンプライアンスマニュアルの推進や違反行為に対する審査に関する規定で、規程遵守の運用を的確に行なうことを定めている。

令和2年9月12日 理事会承認



選手・指導者向け

コンプライアンスマニュアル

(法令・社会規範・本協会規程等の遵守)

公益社団法人日本ウェイトリフティング協会

コンプライアンス委員会

選手並びに指導者等が守らなければならないコンプライアンス

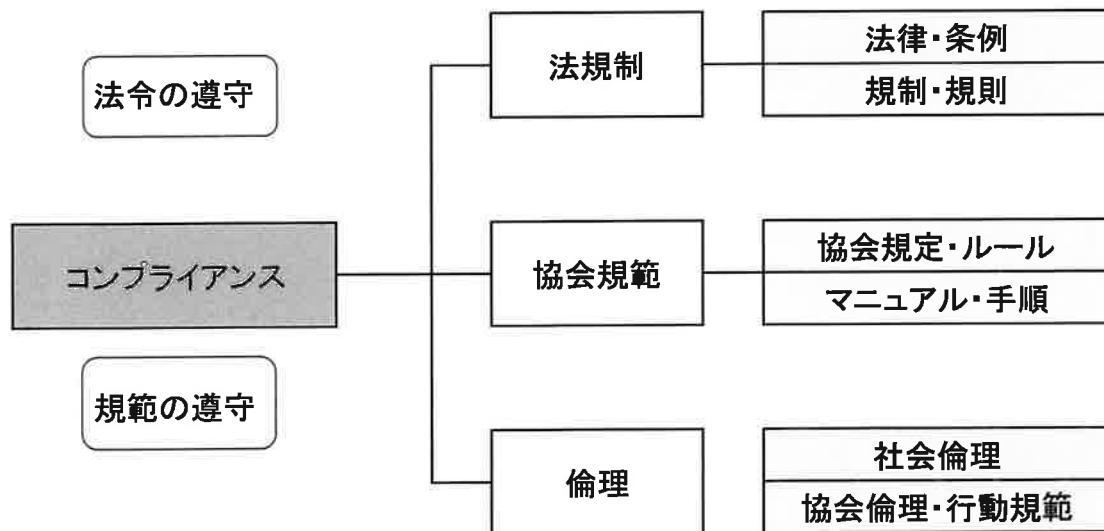
[公益社団法人日本ウエイトリフティング協会メンバーの誓い]

私たち、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会(以下、「本協会」という。)に所属する理事・正会員・委員会委員、本協会に登録した役員及び競技者の指導に関与している部長・監督・コーチ・トレーナー等の指導者及び本協会に登録した選手は、日々の「練習」や「指導」に加え、「正義」、「信頼」、「調和」の理念に掲げられた精神に則り、法令・規則等を遵守するとともに、社会理念に適った活動を行います。

1 [コンプライアンスの定義]

コンプライアンス(compliance)とは、一般的には法令遵守という意味で使われますが、それにとどまらず社会倫理の遵守という意味も持ち合わせています。国の法律や行政の規則を守ることは当然として、その他にも私たちが所属する日本協会や都道府県協会の定款・規定などを守りながら協会活動や選手活動を行うことを言います。コンプライアンスは、本協会に所属するメンバーとして実践していかなければならない行動指針そのものです。

コンプライアンスとは



本協会には選手や指導者に関する規程があります。

- ① 定款（協会運営の中核となる事項が定められている。）
- ② 競技者規程（競技者又は指導者としての基本となる行動規範を定めている。）
- ③ 登録者規程（協会に登録して初めて競技者や役員として認められる事項を定めている。）
- ④ アンチ・ドーピング規程（ドーピング行為や違反した場合の罰則を定めている。）
- ⑤ スポーツ仲裁に関する規程（代表選手選考に関して不服等がある場合は、スポーツ仲裁機構に仲裁の申立てができる規定。）
- ⑥ コンプライアンスマニュアル（選手や指導者として遵守する事項を定めている。）
- ⑦ 個人情報保護規程（個人情報を本人の許可なく外部に流出させてはいけないなどを定めている。）
- ⑧ 選手強化委員会規程（選手強化に関する委員会の役割を定めている。）
- ⑨ 選手強化委員会規程施行細則（選手選考の基準等を定めている。）
- ⑩ 肖像権に関する規定（選手等の肖像権に関する権利や保護を定めている。）
- ⑪ 報奨金支給規程（オリンピック大会等で入賞した場合の報奨制度を定めている。）
- ⑫ 賞金等の取り扱いに関する規程（競技会等で獲得した賞金の取り扱いを定めている。）

これら規程やマニュアルには私たちが守るべき規則や心構えなどが定められている。

2 【遵守事項】

- (1) 人権差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の禁止
 - ① 人権を尊重し、人種・信条・性別・宗教・国籍・年齢・出身などによる差別をおこなってはいけない。
 - ② セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等の禁止。また、これらハラスメントを許してはいけない。
 - ③ 指導者等は、力関係を利用して選手指導権限、練習許容範囲を逸脱し、精神的又は肉体的苦痛を選手に与えてはいけない。具体的には暴行、脅迫、隔離(無視)、個の侵害等のパワーハラスメントを許してはいけない。
- (2) 法律の遵守と不正行為
 - ① 未成年者の飲酒・喫煙は禁止です。周囲の者がこのような行為を黙認してはいけないし、成年人も本協会の一員であることを自覚し、自らの健康や周囲への迷惑を考慮した対応をとらないといけない。黙認した者も処罰の対象になります。
 - ② 個人情報(写真・動画・経歴等)の本人許可なしでの開示を禁止します。他人の信用を害する行為をしてはいけない。
 - ③ 賭けマージャン、闇カジノをはじめとした賭博行為は一切禁止です。又、周囲の者がこのような行為を黙認してはいけない。他の競技団体で実例があります。その当事者は永久追放となりました。
 - ④ 競技の勝敗において、あらかじめ取り決めを行ってはいけない。いわゆる八百長となるのでスポーツの公平性が損なわれることから懲罰に処せられます。プロのスポーツ界で実例がありました。その選手は永久追放です。
 - ⑤ 麻薬・違法ドラッグの使用は一切禁止です。他の競技団体で実例がありました。国の法律違反になりますので刑法で処せられます。
 - ⑥ ドーピング行為は一切禁止です。残念ながら過去に実例がありました。

⑦ 著しくスポーツマンとしての品位や名誉に欠ける行為をしてはいけない。
オリンピック代表選手が服装の乱れや言動の不適切で注意された例があります。

(3) 反社会的勢力との接触の禁止

- ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力とは対決し、関係を一切持つてはいけない。
- ② 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭などによる安易な妥協をしてはいけない。
- ③ 反社会的勢力とは、合法的であると否とを問わず、又、名目の如何を問わず一切金品売買等の取引を行ってはいけない。
- ④ 反社会的勢力の影響を利用してはいけない。

(4) スポーツ環境保全

- ① 本協会の一員として責任を自覚し、社会との調和を図りながら健全なスポーツ環境や競技会環境の保全に向けて率先して努力しなければいけない。
- ② 国内外の環境関係の法令・規則及び合意した協定等を遵守しなければいけない。

(5) 情報の適切な管理

- ① 個人情報は、個人情報の保護に関する法令その他の規範を遵守し、適切に管理するとともに、正当な理由なく第三者に提供してはいけない。
(他人の写真や動画などを本人の承諾を得ず勝手に SNS や YouTube 等の動画サイトに投稿しない。)

(6) 公私のけじめ

- ① 個人的な立場で、本協会の財産や経費を使ってはいけない。
- ② 本協会という公的な立場と、私的な個人の立場を峻別(分けて)しなければいけない。

(7) 贈収賄の禁止及び取引等

- ① 国内・国外を問わず公務員、それに準ずる立場の者及びそれらの親族に対する不正な利益の供与をしてはいけない。
- ② 本協会の取引先等から、個人に対する利益の供与を受けてはいけない。
- ③ 本協会による取引先等の選定は、公明正大に行わなければいけない。
(利益相反の原則から本協会の役員等が関係する企業や商店との取引は、当事者に利する行為が認められる場合は、これを排除する。)

3 [選手が競技会で遵守する事項]

- ① 競技会ルールを遵守し、正々堂々と競技すること。
- ② 相手を尊重し、最後まで全力を尽くすこと。
- ③ 表彰式では、お互いを尊敬し健闘を讃えあうこと。
- ④ 競技会の開催に感謝し、競技に係わる全ての者に敬意を表すること。

4 [コンプライアンスの違反発生時の対応]

(1) 相談又は報告窓口

- ① コンプライアンス違反行為及びその疑いのある行為を知った場合の通報窓口は、本協会ホームページの相談窓口と本協会理事又は本協会事務局とする。

(協会のホームページを開くと右側の下方に相談窓口のサイトがある。)

- ② ①の通報を受けた者のその後の報告は、本協会専務理事に行なうこと。（直接説明するか又は書面で報告すること。）

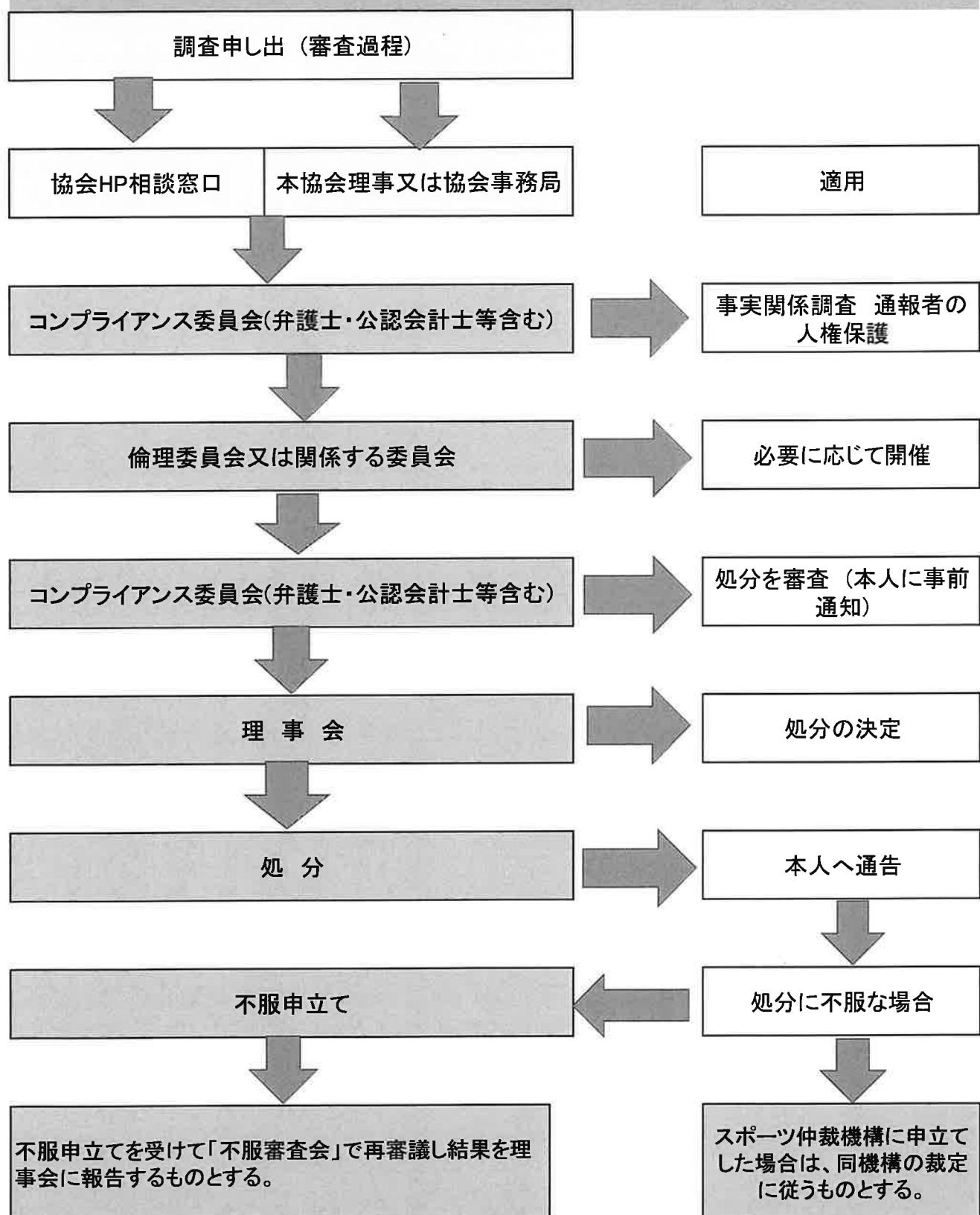
(2) 通報者等の保護

- ① 本協会は、通報者及び報告者の個人情報の保護に努め、迷惑が及ばないよう万全の措置を講じなければならない。
- ② 通報者及び報告者は、通報または報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いを受けてはならない。

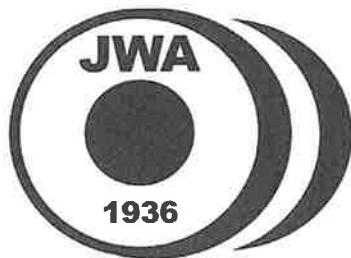
5 [コンプライアンス違反]

- (1) 競技者規程第2条に規定された対象者(冒頭に記載された者と同様)がコンプライアンス違反又は疑われる行為があった場合は、競技者規程第12条・第13条に基づき対処する。

コンプライアンス違反又は疑義が発生した場合の審議手続き



* 本協会への競技者等からの不服申立ては、処分通告を受けてから一ヶ月以内に文書にて申し出こと。スポーツ仲裁機構への申立ても同様とする。



審判員向け

コンプライアンスマニュアル

(法令・社会規範・協会規程等の遵守)

公益社団法人日本ウェイトリフティング協会

コンプライアンス委員会

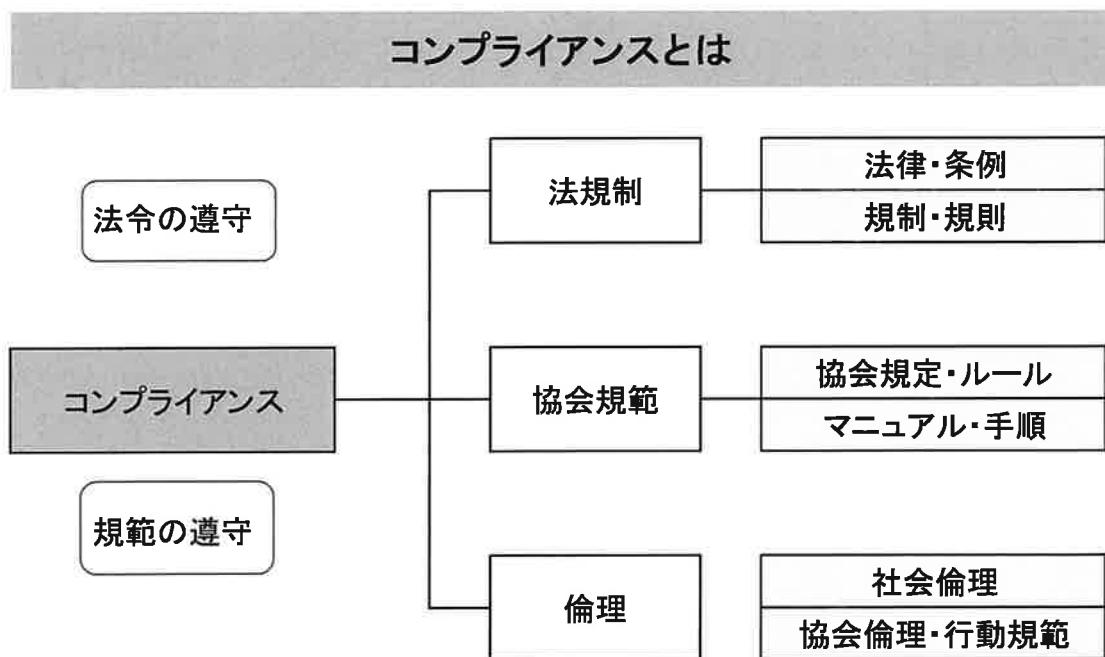
審判員が守らなければならないコンプライアンス

[公益社団法人日本ウエイトリフティング協会メンバーの誓い]

私たち、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会(以下、「本協会」という。)に所属する理事・正会員・委員会委員、本協会に登録した役員及び競技者の指導に関与している部長・監督・コーチ・トレーナー等の指導者及び本協会に登録した選手は、日々の「練習」や「指導」に加え、「正義」、「信頼」、「調和」の理念に掲げられた精神に則り、法令・規則等を遵守するとともに、社会理念に適った活動を行います。

1 [コンプライアンスの定義]

コンプライアンス(compliance)とは、一般的には法令遵守という意味で使われますが、それにとどまらず社会倫理の遵守という意味も持ち合わせています。国の法律や行政の規則を守ることは当然として、その他にも私たちが所属する日本協会や都道府県協会の定款・規程などを守りながら協会活動や選手活動を行うことを言います。コンプライアンスは、本協会に所属するメンバーとして実践していかなければならぬ行動指針そのものです。



本協会には審判員に関する規定があります。

- ① 定款（協会運営の中核となる事項が定められている。）
- ② 競技者規程（競技者又は指導者としての基本となる行動規範を定めている。）
- ③ 登録者規程（協会に登録して初めて審判員として認められる事項を定めている。）
- ④ 競技規則・規定集（競技会に必要な諸規定やルールを定めている。）
- ⑤ 審判委員会規程（委員会運営に関する事項を定めている。）
- ⑥ 公認審判員認定規程（審判員の認定や昇格等についての事項を定めている。）
- ⑦ 審判委員会規程施行細則（審判員の選考基準等を定めている）

- ⑧ コンプライアンスマニュアル（選手や役員として遵守する事項が定められている。）
- ⑨ 個人情報保護規程他（勝手に個人情報を外部に流出させることを禁ずることを定めている。）

これらの規程やマニュアルには、私たちが守るべき規則や心構えなどが定められている。

2 [一般的な遵守事項]

(1) 人種差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の禁止

- ① 人権を尊重し、人種・信条・性別・宗教・国籍・年齢・出身などによる差別をおこなってはいけない。
- ② セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等の禁止。また、これらのハラスメントを許してはいけない。
- ③ 指導者等は、力関係を利用して選手指導権限、練習許容範囲を逸脱し、精神的又は肉体的苦痛を選手に与えてはいけない。具体的には暴行、脅迫、隔離（無視）、個の侵害等のパワーハラスメントを許してはいけない。

(2) 法律の遵守と不正行為

- ① 未成年者の飲酒・喫煙は禁止です。周囲の者がこのような行為を黙認してはいけないし、成年者も本協会の一員であることを自覚し、自らの健康や周囲への迷惑を考慮した対応をとらないといけない。黙認した者も処罰の対象になります。
- ② 個人情報（写真・動画・経歴等）の本人許可なしでの開示を禁止します。他人の信用を害する行為をしてはいけない。
- ③ 賭けマージャン、闇カジノをはじめとした賭博行為は一切禁止です。又、周囲の者がこのような行為を黙認してはいけない。他の競技団体で実例があります。その当事者は永久追放となりました。
- ④ 競技の勝敗において、あらかじめ取り決めを行ってはいけない。いわゆる八百長となるのでスポーツの公平性が損なわれることから懲罰に処せられます。プロのスポーツ界でも実例がありました。その者は永久追放になりました。
- ⑤ 麻薬・違法ドラッグの使用は一切禁止です。残念ながら過去に実例がありました。国の法律違反になりますので刑法で処せられます。
- ⑥ ドーピング行為は一切禁止です。残念ながら過去に実例がありました。
- ⑦ 著しくスポーツマンとしての品位や名誉に欠ける行為をしてはいけない。
オリンピック代表選手が服装の乱れや不適切言動で社会の批判を浴びました。

(3) 反社会的勢力との接触禁止

- ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力とは対決し、関係を一切持つてはいけない。
- ② 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭などによる安易な妥協をしてはいけない。
- ③ 反社会的勢力とは、合法的であると否とを問わず、又、名目の如何を問わず一切金品売買等の取引を行ってはいけない。
- ④ 反社会的勢力の影響力を利用してはいけない。

(4) スポーツ環境保全

- ① 本協会の一員として責任を自覚し、社会との調和を図りながら健全なスポーツ環境や競技会等の環境保全に向けて率先して努力しなければいけない。
- ② 国内外の環境関係の法令・規則及び合意した協定等を遵守しなければいけない。

(5) 情報の適切な管理

- ① 個人情報は、個人情報の保護に関する法令その他の規範を遵守し、適切に管理するとともに、正当な理由なく第三者に提供してはいけない。
(他人の写真や動画を本人の承諾を得ず勝手に SNS や YouTube 等の動画サイトに投稿しない。)

(6) 公私のけじめ

- ① 個人的な立場で、本協会の財産や経費を使ってはいけない。
- ② 本協会という公的な立場と、私的な個人の立場を峻別(分けて)しなければいけない。

(7) 贈収賄の禁止及び取引等

- ① 国内・国外を問わず公務員、それに準ずる立場の者及びそれらの親族に対する不正な利益の供与をしてはいけない。
- ② 本協会の取引先等から、個人に対する利益の供与を受けてはいけない。
- ③ 本協会による取引先等の選定は、公明正大に行わなければいけない。
(利益相反の原則から本協会の役員等が関係する企業や商店との取引は、当事者に利する行為が認められる場合は、これを排除する。)

3 [競技会等における審判員の遵守事項]

- ① 競技会に関するルールに精通し、判定の基準や競技会の進行を的確に把握しておくこと。
- ② レフリーは、厳正な態度での的確な判定をおこなうこと。
- ③ 記録認定の関係から、競技者の挙上重量による判定の誤差がないよう努めること。
- ④ 競技者側（選手・コーチ）の立場と審判としての立場を明確にすること。
- ⑤ ブロック大会以上の競技会では、同一都道府県同士の審判員が同一階級の審判に従事しないことを原則とする。
- ⑥ 選手に不正行為を働きかけないこと。
- ⑦ 審判員間で判定上の不正取り決めをしないこと。
- ⑧ ルールで定められた服装を着用して、役員や選手の範となる行動を示すこと。

4 [コンプライアンスの違反発生時の対応]

(1) 相談又は報告窓口

- ① コンプライアンス違反行為及びその疑いのある行為を知った場合の相談窓口は、本協会ホームページの相談窓口と本協会理事又は協会事務局とする。
(協会のホームページを開くと右側の下方に相談窓口のサイトがある。)
- ② ①の通報を受けた者のその後の報告は、本協会専務理事に行なう。（直接説明するか又は書面で報告すること。）

(2) 通報者等の保護

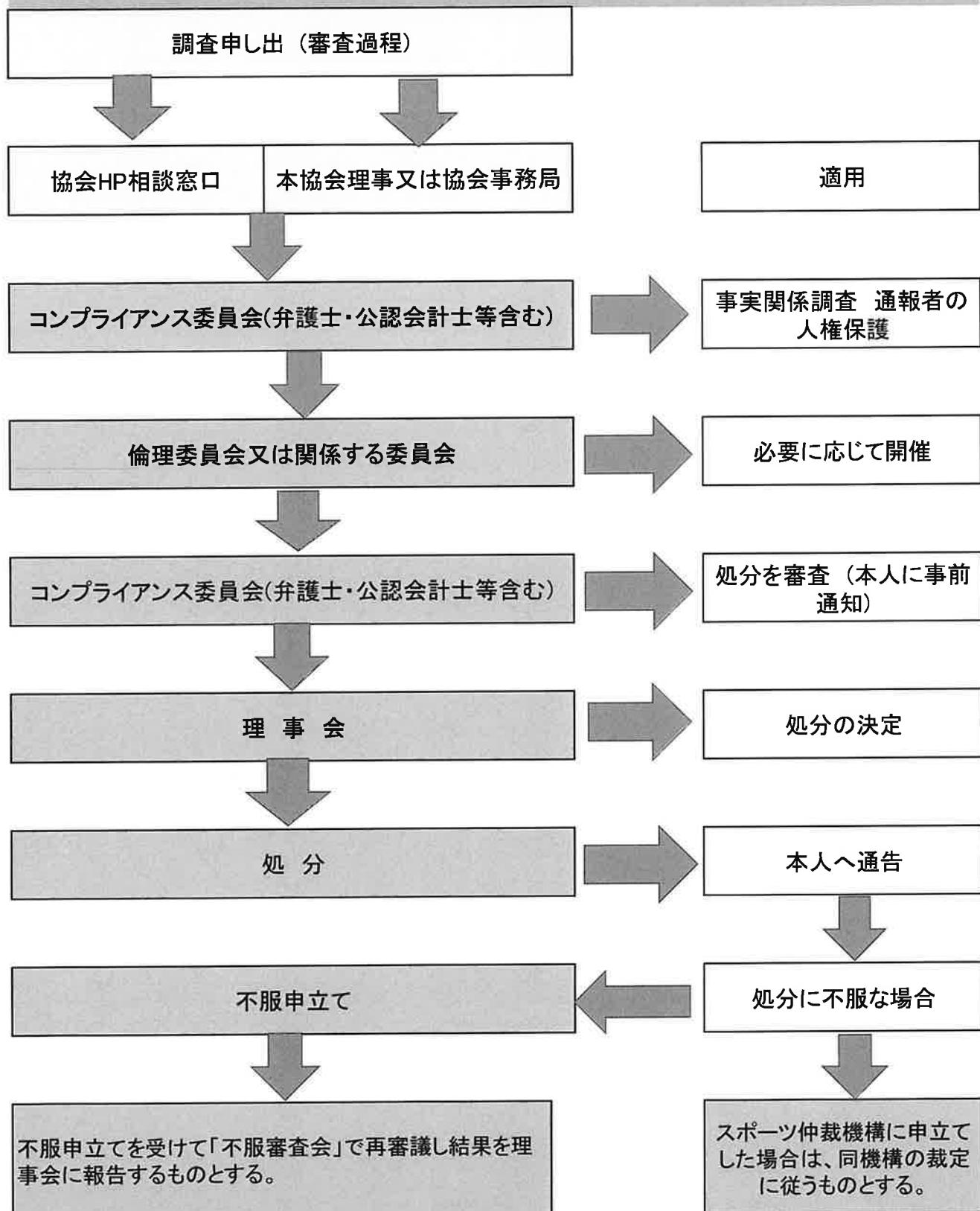
- ① 本協会は、通報者及び報告者の個人情報の保護に努め、迷惑が及ばないよう万全の措置を講じなければならない。

② 通報者及び報告者は、通報または報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いを受けてはならない。

5 [コンプライアンス違反]

(1) 競技者規定第2条に規定された対象者(冒頭に記述された協会関係者と同様)がコンプライアンスの違反又は疑われる行為があった場合は、競技者規程第12条及び第13条に基づき対処する。

コンプライアンス違反又は疑義が発生した場合の審議手続き



* 競技者等からの本協会に不服申立てする場合は、処分通告を受けてから一ヶ月以内に文書で申し出ること。スポーツ仲裁機構への申立てても同様とする。